

山崎闇齋先生

304
77



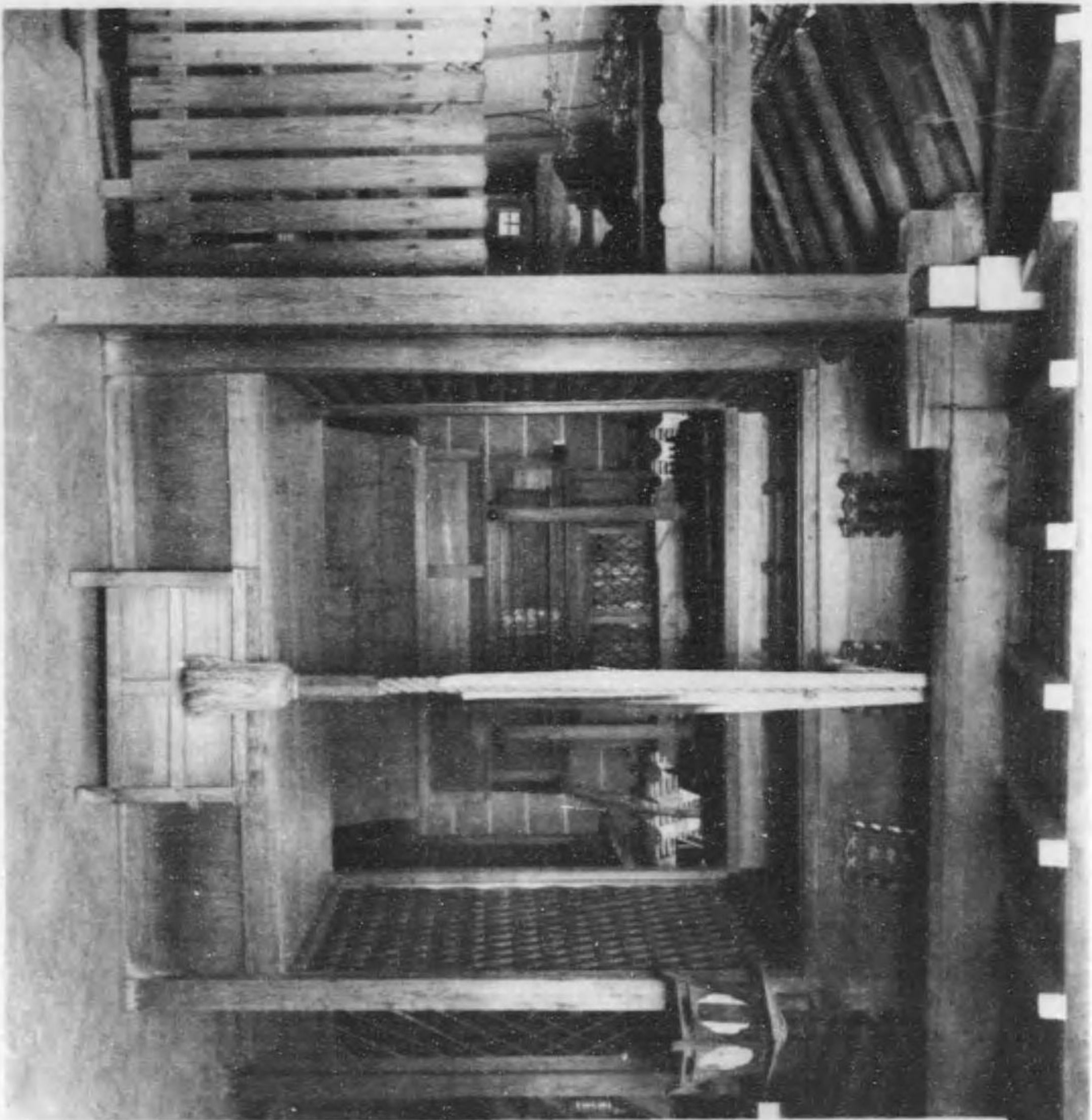
始



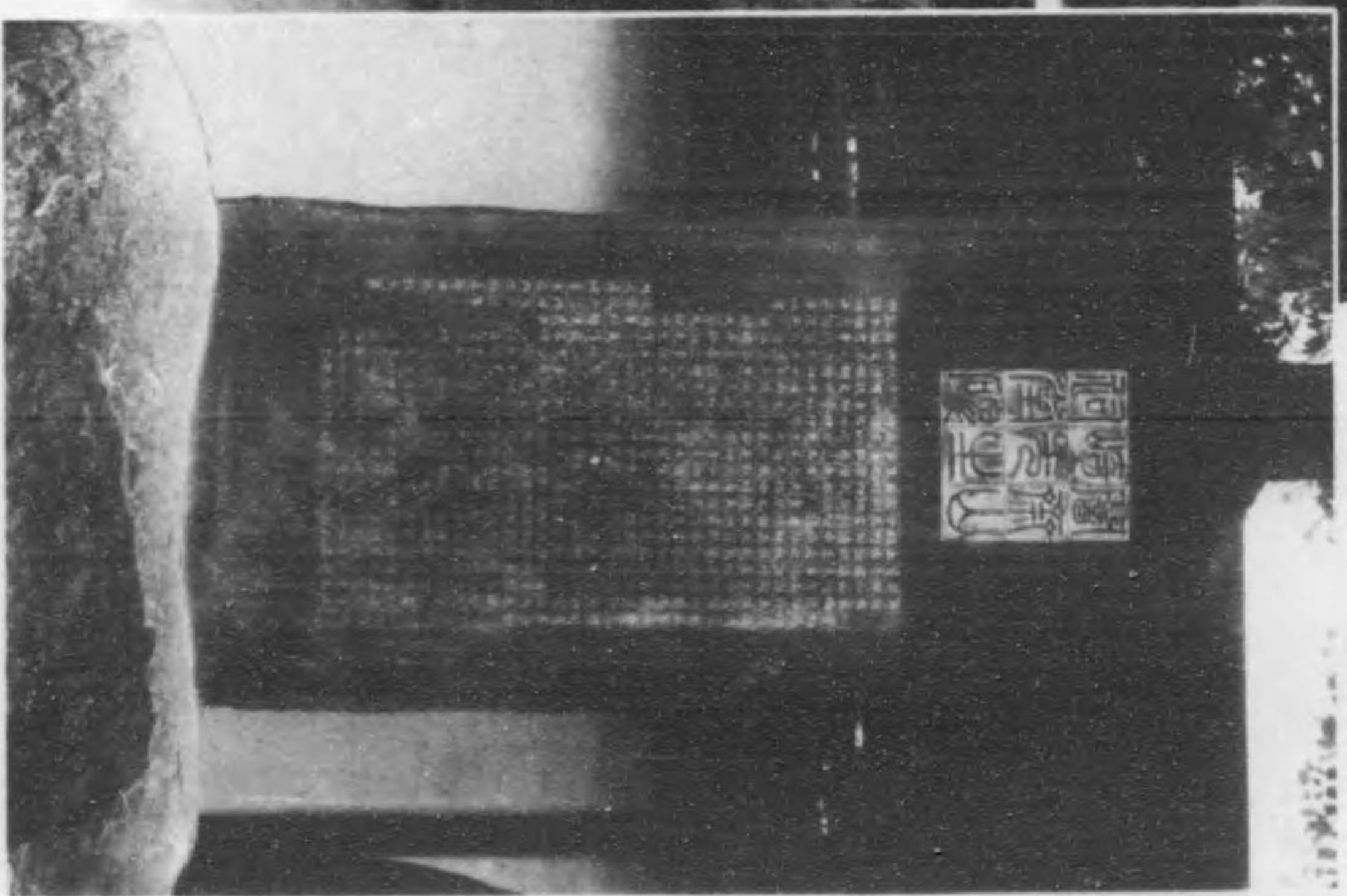
山崎闇齋先生

304

77



(腰相社神彦田彦)社加乘



神代祠生先齋閣



(壽起光 贊在先) 像肖親雙




(筆足惟川吉) 號 靈



像肖生先

伊特孫伊特冊之為天地万物之靈神
 天照皇太子亦實者惟天神地祇之靈
 者也我國志亦物矣今皆解身有動
 不可謂虛吾于大洲王飛鳥孫御乳
 書之愛亦獲慶雲二年二月廿七
 五月麻呂撰集之
 蓋中垂仁天皇之女倭姬內親王隨神託定
 大小亦社或亦代亦宇奉崇亦財或以
 化之灵物為亦形專致其精明之德云云
 大治四年十二月廿七日書寫之畢
 外權檢宜度令亦主雜晴判
 丁卯歲五月書寫之
 豐後太亦宮檢宜正四位上度令神皇正統記

紀世命倭筆生先

西平之文
 十二月九日


一
 此
 乃
 神
 之
 靈
 也
 正
 統
 記
 卷
 之
 一
 第
 一
 頁
 下
 部

息消生先

正親町公通筆

例言

出雲路通次郎寄贈本



一先生の傳記及逸事を纂録せるもの、先生自叙の山崎家譜を始め、山崎先生行狀圖解等あり、又辨先達遺事、先哲叢談、開齋先生年譜、垂加靈社編年紀事、山崎先生行狀圖解等あり、又淺見綱齋若林強齋等同學派諸家の筆録に係る書にして、先生の言語行實の一端を傳ふるもの、抄しとせず、乃本書には初に家譜と行實及辨とを載せ、次に最後の編著

にして行文の平易なる行狀圖解を擧げ尙異聞の補ふべく致ふべきは、其の他の諸書より鈔録し以て先生の傳記逸事の大概を知るに便ならしめむとす、されど寡聞の爲尙洩せるものあらむを恐るゝなり、

行狀圖解掲載につきましては、細野家の允諾を経たり、但挿圖は紙幅限ありて載せ難ければ省きつ

先生の消息等、又先生に贈りし諸家の消息及門人の文書消息中、先生及垂加社に關するものにして今襲存せるは、之れを採記せり、

一以上總べて原文のまゝを載せたれど、或は謄寫の誤らむも料られず、請ふ諒せられよ、

一本書中○を附せるは、皆編者の加記に係るものなり、

出雲路通次郎識す



山崎闇齋先生

目次

- 山崎家譜
- 山崎先生行實
- 同辨
- 山崎闇齋先生行狀圖解
- 雜載
- 鈔錄
- 秦山集○先達遺事○先哲叢談○闇齋先生年譜
- 文書消息
- 先生消息及遺言狀○正親町公通卿消息○大中臣精長消息○度會延佳消息○吉川惟足消息○友松氏與歌及消息○植田成章消息○谷重遠消息○出雲路信直日記鈔錄
- 闇齋山崎先生祠堂碑文
- 建碑由來

山崎闇齋先生

山崎家譜 垂加文集卷七所載

曾祖考姓山崎氏號淨榮播州人不記其生卒年月歿日十三日也
 祖考也次男早己季女慶長年中死于攝州大坂矣
 祖考號淨泉少稱又四郎自二十四歲仕正二位木下肥後守家定茂叔淨英法印慶長十一年丙午夏四月法印命呼又左衛門弘治三年丁巳生于播州安栗郡山崎村寬永元年甲子冬十一月二十二日癸酉歿于洛陽葬于知恩寺享年六十八

妣姓多治比氏名良號妙泉永祿五年壬戌秋九月九日庚寅生于攝州西生郡中島村寬永十七年庚辰春正月九日辛卯歿于洛陽合葬于知恩寺享年七十九男子三人長男父君也次男小字六藏稱六右衛門季男初稱八右衛門後呼半右衛門
 父君天正十五年丁亥夏五月四日壬辰日出時生泉州岸和田延寶二年甲寅冬十月二十一日辛亥酉下剋歿于洛陽二十七日夜合葬于
 黑谷山亭年名長吉小字鶴千代自十一歲侍法印側十九法印命呼清三郎法印薨仕其嗣八十八歲

從五位宮內少輔利房、時年二十三、宮內命呼清兵衛、宮內喪位三年、從之能奉之、宮內復位而去之、自稱三右衛門、時年三十二、四十四再仕宮內、命呼清右衛門、四十七復去稱三右衛門、其後窮居、五十五號淨門因、

母君姓佐久間氏、名舍奈、天正九年辛巳冬十月生於近江之州安比路、寬文十一年辛丑二月二十一日午申中、死於洛陽、二十七日寅明葬于黑谷山、享年九十一歲、生子四人、男女各二人、長男慶長十七年壬子冬十月晦日庚寅生

天、次女二十年夏五月九日乙卯卯時生、名鶴、嫁某氏、寬文十年庚戌六月二十二日卯初、死於洛陽、二十四日夜葬于黑谷山、享年五十六歲、女元和三年丁巳春三月朔日丙寅寅時生、名玉、嫁某氏、寬文四年甲辰閏五月十一日申下、死於洛陽、十五日寅明葬于黑谷山、享年四十八歲、

季男嘉也、四年戊午冬十二月九日甲子亥時生、小字長吉、甫母君夢參比叡坂下兩社神、拜于鳥居前、時老翁折梅花一枝與之、母君戴之、納于左袖而孕焉、四人皆生於洛陽、六右衛門文祿四年乙未夏六月十日辛亥生、于播州姫路、寬永八年辛未冬十二月五日甲戌死、于洛陽、陽享年三十七、叔母姓安田氏、男子一人、稱太郎兵衛、其子曰源太郎半、右衛門慶長四年己亥春正月晦日庚戌生、于大坂、寬永二十年癸未夏四月十八日辛巳死、于洛陽、葬于知恩寺、寬文三年二月六日、享年四十五、無子、父君曰先君性正直有武志、自少持古筆、三社託宣一幅、深護之、朝夕誦之、將拜覽必盥嗽著道服袴掛之、吾等幼時或觸之、則叱之、吾亦依先君命、自少誦之、乃賜其古筆于嘉焉、祖妣性嚴寡言、飲食有節、嘗謂嘉姊弟云、諺有之、身一錢、目百貫、汝等勿傷目、而善習字、不識字則與無目者同焉、信哉言也、夫有手而無目、不能執物、有足而

無目不能行路、有書而無目不能讀之、有目而不識字亦不能讀書、不能讀書則貿貿然莫知所向、與無目者何異、目百貫之言不亦可乎、善習字之訓不亦宜乎、家君窮居貧乏、時祖考妣無恙、嘉姊弟方幼、養老育幼、其劬勞非他人所堪也、父君性正、真謙遜、人皆悅之、母君性嚴、雖甚愛我等、然好慢遊、放飲食、則未嘗不呵嘖、常誠、應饑不啄、穗、士夫之子當尙志也、寬永六年己巳、嘉十二歲、父君命呼清兵衛、正保三年丙戌春三月五日壬子、以父君命復本氏、而以嘉為名、字曰敬義、以關號齋、稱呼嘉右衛門、慶安三年庚寅秋、作先祖神主、九月二十二日癸酉、始之晦日成、二十五日、父君語嘉曰、前夜夢神謂吾曰、自今而後、以忠平呼汝也、嘉嘆其孝感、二十七夜、嘉夢幽都明都、幽明室七字、神主之奉用家禮行之、扁曰、著存、家君日參嘉亦侍焉、父君平居無事、從容平庭樹之間、時使從嘉小子讀小學書及嘉詩文、聞而樂之、五年之夏五月辛未、朔、父君壽誕日、子男嘉謹識、

承應二年冬十二月癸亥、朔十七昏、嘉親迎於鳴脚氏、

明曆元年乙未春、始開講席、先小學、次近思錄、次四書、次周易程傳、二年冬十二月二十一日乙未、講畢、三年春正月、將起、倭鑑筆、人日庚戌、詣藤森作詩曰、

親王強識出群倫、端拜廟前感慨頻、涉遠難知神代卷、心誠求去豈無因、

二月二十一日甲午、出京詣伊勢、二十六日參宮、三月朔日甲辰、歸京、十三日參八幡宮、四年春二月二十七日甲午、出京遊東武、主於井上內太守、

萬治改元戊戌八月二十一日丙戌歸京、經過參宮、二年春三月二十三日甲申東遊、秋八月十八日丁未歸、經過參宮、三年春三月九日甲子東遊、秋八月八日辛卯歸、四年春三月二十九日巳卯東遊、經過參多賀宮、

寛文改元辛丑秋八月二十七日甲辰歸、二年春三月二十一日乙未東遊、夏五月二十七日歸、三年春二月六日乙巳改葬祖考妣于黒谷山、二十一日庚申東遊、秋八月二十一日丙辰歸、九月二親參宮、嘉姉弟三人從之、是月朔乙丑十四日出京、十六日著山田宿福島氏、其夜拜外宮、其明拜內宮、嘉作詩云、

千秋神在祭儀新、時致拜參親子人、正直勅宜吾不貳、一心階下仰天真、

十八日出山田、二十一日歸、自十四日至二十日晴、二十一日雨、四年春三月八日辛未二親參八幡宮、嘉姉弟三人隨行、明日歸、二十四日東遊、夏四月二十九日辛酉開姉疾、五月四日丙寅歸、五年春二月三日庚申造家上梁、三月二十一日戊申東遊、主於會津中將源太守、冬十月七日己未歸、六年春三月二十一日壬寅東遊、秋九月二十一日己亥歸、七年春閏二月二十一日丙申東遊、疾夏四月二十二日丙申歸、病間修洪範全書、秋九月三日乙巳成、九日序自始閱此書、二紀乎茲焉尋而疾愈矣、家君今年八十一、因有欽哉ついでにやむらひのついでにやむらひ八十一龜卜之句、乃於北野祈禱連歌、八年春二月二十一日庚寅東遊、秋八月五日壬申歸、經過參宮、九年秋九月十二日壬寅東遊、經過參宮、受中臣祓于大宮司まじ精長、冬閏十月二十五日乙卯歸、十二月二

十四日癸丑使土佐將監光起、向家君描壽影、嘉贊曰、

乾父坤母、一視同仁、家君壽影、於我尤親、

○この壽影今現存せり、卷首に掲ぐるもの即是れなり、

十一年秋八月十八日丙申東遊、冬聞吉田神道之傳、十一月二十二日庚午冬至、蒙垂加靈

社之號、吉川惟足書之、自贊曰

神垂祈禱、冥加正直、我願守之、終身勿忒

○惟足の書ける靈號今現存せり

二十三日作藤森記、十二月八日乙酉歸、十二年秋八月十七日巳未東遊、至于會津、冬十一月十一日壬午歸、十三年春正月二十六日丁酉東行于會津、會源中將之葬、三月二十七日丁酉襄事、夏六月四日壬寅歸

右先生自書也

天和二年壬戌九月十六日、終于平安城二條邊猪熊寓居、葬于黒谷山、享年六十五、祭垂加靈社、

山崎先生行實

先生姓山崎氏，名嘉，初名柯，字敬義，號闇齋，後號垂加，小字長吉，曰清兵衛，曰嘉右衛門，俗呼也。其先播州人，曾祖曰淨榮，不記生卒年月，曾祖妣某氏，慶長十四年己酉秋八月歿于播州三木，祖曰淨泉，少稱又四郎，出仕木下肥後守家定，家定後薨，髮號茂叔，淨英二位法印，法印命呼又左衛門，弘治三年丁巳生于播州安栗郡山崎村，寬永元年甲子歿于京師，葬于知恩寺，祖妣多治見氏，名良，號妙泉，永祿五年壬戌秋九月生于攝州西生郡中島村，寬永十七年庚辰春正月歿于京師，合葬于知恩寺，生男二人，長曰長吉，幼名鶴千代，是先生之考也，長吉天正十五年丁亥夏五月四日生于泉州岸和田，十一歲繼而仕近侍法印，法印命呼清三郎，法印薨後，其嗣宮內少輔利房，命呼清兵衛，宮內有故喪位三年，清兵衛從而奉之，宮內復位而去，自稱三右衛門，爾後再仕而復去，終窮居于京師，故名曰淨因，以針醫爲業，妻佐久間氏，名舍奈乃，先生之妣也，天正九年辛巳冬十月生于江州安比路，生子四人，男女各二人，伯夭，仲女嫁某氏，叔女嫁某氏，季男先生也。

先生元和四年戊午冬十二月九日甲子亥時生于京師，甫母詣比叡坂本，祈神以生男而歸，其夜夢詣兩社拜伏於神門前，偶有一老人授梅花一枝，戴之納於左袖，而妊先生，生而敏捷穎悟，八歲能背誦法華，一日書一句云：花_は枯木_の雪_を，其訓點簡約已脫俗習，人皆異之，成童爲

佛徒，專修禪學，到于土佐州，寓處吸江寺，稱絕藏主，二十三歲本於空谷之書，作三教一致論，先是先生謁時中者，讀四書五經，尋得野中主計三省兼山，而切磋研究，是以學之所造深矣，寬永十九年壬午，先生二十五歲，一日覺綱常倫理之外，別立教說道，固非理之正而獲罪於天之大者，奮然歸儒，正保三年丙戌以父命復本氏，著關異一卷，以發其志，時年三十，專攻程朱之學，以居敬窮理爲進德之要矣，土州太守痛惡先生攘斥浮屠之嚴，且勤而欲逐之，兼山諫曰：嘉也，其志正大，其學純粹，真儒也，逐之甚不可，太守不聽，遂逐之，於是先生還于京師，無所依歸，兼山憂之，買宅於京都市中居之，餽粟給薪，以資炊爨，又令書生數人都養受業也，慶安三年庚寅秋九月，先生造先祖木主，方造之時，淨因謂先生曰：前夜夢有神告吾曰：自今而後以忠平呼汝，先生嘆其孝感，先生又夢幽都明都幽明室七字，奉祀一用家禮，先生侍之肅如，先生事父母孝，愛敬竭力，餘恩施及一家，嚮是正保丁亥夏，先生編次周子書，意謂太極圖說朱子解於理則可無不可，但不知周子本意果如此否，四年辛卯夏夢寐之間，髣髴見濂溪周元公，先生乃問云：太極朱學莫違尊意乎？曰：不違，先生曰：或點于第一圈中，失尊意者有焉，濂溪頷之而覺矣，承應元年壬辰夏五月四日淨因壽誕，先生作家譜，二年癸巳冬十二月，先生親迎於鴨脚氏，先生時年三十六，明曆元年乙未春，開席講授，先之以小學，次近思錄，次四書，終以程子易傳，及明年冬十二月而罷，信從者衆矣，先生平日告門人曰：覺我身即敬也，敬以直內，義以方外，內者身也，外者人也，敬合內

外之道也。又曰聖遠樂亡經以五名禮之壞亂亦甚矣。幸朱先生出，易也詩也，明本義，故未失。書令蔡仲默傳之，禮樂欲正而未成，然黃直卿續儀禮經傳，蔡季通著律呂新書，春秋為末學，不下筆，寓其微意於通鑑綱目，四書之解，小學之書，發明真切，無復遺蘊。朱子實孔子後一人也。善學者由小學進大學而盡論孟之精微，則六經可不治而明矣。既而書生退去者數人，兼山在土州，聞之弗悅，輒然絕交。先生數以書陳謝，兼山不報一語，人以惜兼山知先生之無終也。萬治元年戊戌春，出京遊東武，寄食於加藤美作太守泰義，泰義有志干學，先生為省齋記修飾，加藤家傳又主於井上河內太守正利，講學有日矣。序所藏堯曆，秋八月還于京師，寬文三年癸卯春，改葬祖考妣於黑谷山，四年甲辰春三月東遊，夏四月辛酉聞姊疾，五月丙寅歸于京師，中間僅四日，人皆稱之。五年乙己春，先生造家於下立賣橋西南福大明神町，越三月應會津羽林源公保科肥後太守正之之聘，幣往而侍講左右，禮待太厚，源公自見先生始讀小學，知大學之基，焚向前所讀老佛之書，專治濂洛關閩之學，用力於敬，功夫日新，其治會津也，城隍郭郭時省督課，儲軍糧備兵器，作風土記，坐知四境，正神社為之志，廢佛堂，斥僧寺，置葬地，禁火葬，立社倉行常平，謹權量，寬租稅，制糶糴漕運之法，聽訟本人，倫察事情，遣監司循封內，下情上達，凶年防之，饑歲賑之，九十以上歲與口養，孝子節婦賞之，不忠不弟罰之，窮人無歸則給之，旅客有疾則濟之，未嘗有一人餓孀者，也是皆由於先生教導之力也。甫先生見源公，公請聞於大學經傳之義，先生草々說過，及終篇頃刻而止，他日公云

前日之講畧々無少所意會，願聞其詳，先生乃講論三綱領，辰而始未而終，公感嘆。先生學問之機軸在我矣。先生一日與源公論持敬，公未曉，要其見為敬者，先生曰敬者存心之法不可見之，公請不已。先生曰願呼公左右曰，飲水乃有內豎奉持滿碗水來，衣帶齊整，聚足而步，將及席。先生嚴色勵聲曰，殆哉，莫傾覆之內豎，神色肅然如不勝者。先生指示於公曰，觀乎，曰既且於是體驗，其言云，主一無適則存得未發之氣象，動亦定，靜亦定，聖人無情性之者其庶幾乎，而公群臣讀書講義取進益者，不一二而止，三子傳心錄，玉講附錄，二程治教錄，社倉法等，公所請而先生之所以撰編表者也。先生往來源公之所，凡十年，公薨，治葬事作土津碑銘，而公子四品侍從正經亦善遇。先生七年丁未春閏四月，先生有疾，還于京師，尋而愈矣，疾間修洪範全書，遠繼禹箕將絕之緒，以啓蔡氏理數之秘，我國往々知範學者職由先生，朱子著易學啓蒙，發先賢所未到者。先生蓋同其功也。今年淨因八十一，因有欽哉八十一龜卜之句，乃先生詣北野社，連歌祈禱，九年己酉秋東遊，經過詣太神宮，受中臣祓於大宮司精長而還于京師，冬十二月，先生令畫工土佐將監光起就淨因而描其影。先生贊曰，乾父坤母一視同仁，家君壽影於我尤親，十一年辛亥春二月，先生母沒于京師，七日而葬于黑谷山，冬十一月得吉田神道之秘，蒙垂加靈社之神號，吉川惟足書以屬附之，蓋取諸神垂以祈禱為先，冥加以正直為本之神語也。先生自贊曰，神垂祈禱，冥加正直，我願守之，終身勿忒。先生之於神道也，特有所深造，而談神者多以先生為



宗唯一宗源之道於是燦然。先生曰：宇宙唯一理則神聖之生雖日出處日沒處之異然其道自有妙契者存焉。是我人所當敬以致思也。延寶二年甲寅冬十月淨因沒于京師年八十八七日而葬于黑谷山。先生壯時嚴厲弟子有過不少假辭色淺見安正幼而親炙。先生命寫一書刻日以課安正日夜苦勤而未成氣倦體勞不覺衲下污染其藁。先生端坐執楚曰：汝曹其志不立軟弱如此不能爲學安正畏伏勉焉終筆。先生師道之嚴往往如此。故人或有不勝者及晚年也待人以恕。先生與門人言吾平日力排佛學當世未有若吾者然今有浮屠來就吾所而話吾豈得不煮麵剪菜爲之饗給邪。先生改點之經抄錄之書悉行于世或明六經四子之義或研究濂洛關閩之書辨諸儒之得失闢異端之訛謬明天理正人心學業之大孰有加於此哉。是以海內學者知學之有統紀而不爲記誦詞章之徒所紊也。先生之於學也當時以爲朱子後一人矣。先生初爲倭小學令俗人子女知所嚮以資名教後將倭鑑起草詣藤森社作詩曰：親王強識出群倫端拜廟前感慨頻。渺遠難知神代卷心誠求去豈無因而未成文集存目錄。先生東游凡十數次詣太神宮者亦數或詣多賀宮或詣八幡宮。父母及姊弟同行亦有之。天和二年壬戌秋九月十六日嬰病終于家。臨其沒盥嗽整服謂門人曰：吾平生講明已知孔朱之學死無遺恨所不慊者不向。營下獻一言也。言訖端然瞑目。年六十有五葬于黑谷山。建碑曰：山崎嘉右衛門敬義之墓。建祠於下御靈曰：垂加社。有故今附於庚申社。先生嘗育養乳母嫁人所生子授之以氏曰：山三郎。山三郎寬文六年丙午

生延寶八年庚申正月元日。先生爲山三郎字之曰敬勝。爲之銘曰：爾生丙午今年十五敬勝意吉銘諸心腑。天和元年辛酉冬。先生題敬勝所筆冊子曰：居諸剗記乃朱子訓子帖之意而欲其日就月將也。先生無子門人承其學者衆列國中往往今尙存矣。先生有文集三十卷行于世。

享保十年乙巳春正月十五日

肥後州隈本後學水足安直仲敬謹撰

先生沒四十四年于此矣。未聞門人弟子有爲其實記者。何哉。蓋以先生編輯抄錄之繁皆行于世則其爲人才德事狀不俟選述而昭然耳。然雅言素行無文字之可徵者徒爾舍諸今也去。先生不遠是以有見而知之聞而知之者豈得無久而不傳乎。苟不傳千載之遺憾也於是安直不自揣探索遺書雜取師友之言敬述事實一篇僭偷之罪不知所逃。然先生凡百言行因是一有不廢則安直寸忠之所存也。垂加神靈有感於冥々之中亦未可知之。如其補遺闕訂差謬潤色文辭以俟君子云爾。

水足安直識

山崎先生行實辨

批水足安直撰山崎先生行實

先生謁時中者云々此說非也、先生嘗言、我生質暴厲、從幼負才放恣、見人皆以為在己之下、以是不欲人之指導、故無教我者、時輩若作詩、所謂二四不同二六對、以黑白之圈圖、序平仄以是傳示、同寮惡吾以不傳、予謂之曰、我師李杜蘇黃也、彼之用平處我居平、用仄處我居仄、效之足矣、何病之有焉乎、人聞而疾惡益甚矣、是以吾自少無師、若有言教吾者則虛偽也、因之言謁彼讀四書五經者不實然可知、又尋得野中云々、不然、先生與象山講習因之而其學進、是皆傳聞之謬也、●先生與象山絕交之事、予聞之不詳、凡先生常示吾儕云、說朋友之過惡者、欲使此改其非也、然絕交之後、舉其過惡者不仁不義之甚也、學者夫豈可不戒哉、故非兼山耳、其餘絕交之人皆然、是以與象山絕交、則予童幼而未見先生之時、故此事實予不詳之、●夫於會津源中將、講大學之始末、未曾聞焉、恐是亦傳聞之誤、●持敬之問答疑是亦謬傳、何則源中將之學、雖未學先生之前、不如此之卑淺、如此即是異端新學一超頓悟之所向、而非我濂洛關閩優柔厭厭自得之氣象、●先生曰、宇宙唯一理云々、是洪範全書自序之文、非神道傳授之人則不可輕論說、●淺見安正者、初稱順良、後稱重次郎、言自幼親炙于先生者非也、彼甫學伊藤源助者、其學非儒、非佛、非朱、非陸、一種無稽杜撰之學也、安

正遂知其非、於此歸先生受學、于時歲三十許、與予同出入于師門三四年、于茲、爾後有故背先生而後不至、然此間無苦勤下劬先生執楚責之事、

有故背先生者不知其實者、皆謂敬義內外之辨不合、故背焉、以文義不相合如何棄絕師友之交耶、其實有佐藤五郎左衛門者、學于先生數年、有罪先生擯斥、五郎左衛門固姦佞、安正與五郎左衛門相比、五郎左衛門言安正曰、敬義內外先生誤、吾輩從之不快、不從背其意、雖背其意如何曲從、爾後我不出入、足下如何、是藏惡蔽罪、僕姦如此、依之安正背師矣、敬義內外之說、詳易經筆錄、今不贅于茲、安正不熟聞其教誨、誘五郎左衛門之姦言、乍忘恩背義、其昏愚如此、二人、一人者姦佞、一人者愚昧、此事京師下御靈出雲路信直、備後三原檜崎忠右衛門、與州仙臺遊佐次良助、識之詳、

●先生與門人言云々、此言絕無之、不暇審辨、

●山三郎 記曰先生嘗育養乳母嫁人所生子授之以氏云々、此說不是、先生之妾名加自少年事先生無嫁他之事、山三郎其猶子而近江伊香立產也、姑加知、先生沒後死、葬黑谷山先生之墓側、山三郎先生曾託予令學、先生終焉後、於廣島雖教之、資稟懦弱放逸、終反京洛、親戚友人棄絕不知所終、授之以氏者甚非也、

○行狀圖解に山崎山三郎と記せりされど本書の辨かくの如く又本人の誓文其の他に自署せるにも林山三郎敬勝とあり、友松氏消息にも林山三郎とあり

黒谷山先生の墳塋に對して稍南に松譽貞圓之墓とある小碓あり、本書に記せる加知女の墓或はこれか、但正徳五年乙未三月十日とあり、

●臨終謂門人曰云々、決而無此言、又特所不慊云々、是亦必然無此言、先生臨終、呼病中介保之門人、出雲路信直、松本左兵衛、桑名松雲、淺井琳庵、戸田友謙、遺命曰、男子不死於婦人之手、婦人不死於男子之手、是異國之體也、我邦不然、又命琳庵友謙曰、植田玄節在廣島、敬而能守以之傳廣島、言終而各退出側、少時而晏然逝焉、此訃至廣島、琳庵友謙書于今存、然曰吾平生云々、又所不慊云々、此言不傳來、其不實可知、此外與家譜所記或所嘗聞、不相合者間有之、非大義之所關、故暫闕之、

夫行實之爲書、信先生之篤、好道學之深、水足氏雖不知爲何人、熟讀數回、思慕無闕、唯懷不相識之恨而已、然記中予親炙於先生、嘗聞之見之、其事不相合者有焉、故今正之、予從延寶丙辰、到天和壬戌、侍講席都七歲、始易本義、洪範全書、次小學本註、近思錄白文、大學章句、或問、論語集註、孟子集註、至中庸章句、輯畧、或問、十六章、天和二年春、先生罹恙、講止、其際周程張朱書、抄畧成、又其所嘗編次之書、或改正、或校合、無不與之、同年秋八月、藝州之友人招予、以先生之病危、篤不果行矣、先生聞之、強進其行曰、汝有老母之在焉、家貧親老、以我病之故爲心、勿忘養親之大義、實其行之不果、甚屢於茲、不得已將趨藝州、九月朔、臨行謁先生、及別曰、汝到藝州、導書生何以哉、對曰、以蒙養啓發二集、諭之耳、先生喜色著

面頰、而後曾子一貫章集註之大意、中臣二字之訓傳、示之曰、以是爲體、似君子之言耳、言終、泫然、僕亦飲聲不能仰面、唱喏而退、是即永訣、水足氏跋文曰、先生言行、未聞門弟子有爲其實記者、苟不傳、千歲之遺憾也、此言誠然、而門弟子無記述者、不知他之意思如何、予之所以不爲者、先覺之言行、不設易記錄、夫語錄不如手筆、中庸或問、朱子議程說、可以見也、又古人以語錄去其繁、從約、文之潤色之、而有背本旨者、二程粹言可考、據此觀之、吾曹之不明、文之潤之、豈得不違本旨耶、恐非唯毫釐之差耳、有之不如無之、是以不肯記述、然於今述之者、已有行實之作、而與予實聞實見者異、故不得徒賦、聊辨之、且以予之所學於先生者、記之、非所以嚇于人、只記至先師捐館、不付於他們、欲使讀此記者、莫推讓轉傳之疑耳、因併回之於約軒賢兄、敢請許否、

因讀行實、或語予曰、黃軒所編南學傳、吾子見耶、對曰、未、曰、行實似抄出之者、即携來示予、閱之、誠然、夫黃軒者、其質偏僻、合已者褒稱之、不合已者誹譏之、妄誕不實甚矣、雖其虛僞發覺、而覲然無愧、予聞焉、事數以此彼之言、不足證可知、時中三省之事、予不曾聞、先生遺文亦論曰、不記之、至兼山則有友好之言、無師事之言、又絕交于兼山之事、傳曰、侵不越後、其事曖昧、不明、是傳人之行事、以曖昧、不明者、言侵不越、害人之行、狀妄言、其罪不容於誅、且短文之言、彼以性理之學自負、以長文學自傲、不見安定先生爲教授、爲文章、皆傳經義、必以理勝之說乎、志道學之士、論文以是、可爲矩、故先生之於文、以文華奇異、不爲心、

只要理致分明、明者聞之不厭、昧者讀之不惑、這裏自文華粹然、彼之愚眼所不及而還以爲短、又以先生比荆公稱一得一失、先生之一失何事、我不知之、凡彼之惡性人之有善問之、人之彥聖遠之、所謂媚疾之姦人、自君子見之、則避諸四夷、禦魑魅之罪人耳、又彼之所尊南學之儒、知之龜拙、行之弗類、予在京師嘗聞之、能知之、然褒稱太過、虛名無實、何足爲儒耶、今行實所取捨、有擇焉而不精者、故以追議、

享保丁未仲春

植田成章

闇齋先生行狀圖解

叙

闇齋山崎先生、以曠世之才、倡經學於京師、前後執贄者、蓋六千餘人、德化被乎四方、遺澤及乎後世矣、吾儕得從洛閩之流、泝洙泗之源者、實先生之賜也、豈可不宗仰乎哉、適聞家塾貽此之士、請問先生之履歷、圖記其大畧、加圖以授之、

安政三年丙辰孟夏

後學尾張 細野忠陳謹識

凡例

- 一 此書先生を尊崇するの餘、其事蹟を記すを主とす、先生の資稟豪俊、雄邁童子の則とならざる事多し、是才と徳とを分別するを要とす、徳は則とすべし、才は則とすべからず、初學鶉を學ぶ鴉となる事なかれ、
- 一 先生の性豪強なるが故に、事を處するの際、嚴猛に過るの事毎に多し、こゝを以世人これを誹る者又多しとす、是もとよりいふべきものなきにあらず、然れども聖學を首倡して道統の一人たる事は、嚴然動すべからず、世俗皮相の士とは共に語り難し、
- 一 先生の徳道統の一人たる所以は、此圖解に盡すべきに非ず、吾門に従事するの久

しく、其書を熟讀して知るべし、
一此書全く兒童に授くべき爲に作る故に、綴文俗語を多く用ひ、たゞ解し易きを主とす、

一先生の事歴此書に載るのみに止らず、しばらく兒童のさとり易きものゝみを擧ぐ、
一事實年歴或は前後を錯るあり、是一時急卒の編なるを以、たま〜誤るのみ、他日再訂すべしとす、或は年歴詳ならざるも多し、亦他日の考に屬す、

○此の次に堀尾春芳所藏及先哲像傳所載の先生の像と先生自署及花押、印影とを模寫したれど畧す、

山崎家譜

山崎淨榮 播磨人生辛卯月未詳

山崎淨泉 初稱又四郎後稱又右衛門弘治三年丁巳生千播磨栗郡山崎村二十四歳始仕正二位木下肥後守家定茂叔法印淨英永元年甲子十一月二十二日歿千京師

享年六十八 葬智恩寺

室多治比氏 名其、號妙泉永祿五年壬戌九月九日生千攝津西生郡中島村寛永十七年庚辰正月九日没千京師享年七十九合葬千知恩寺

男 某 早世

女 某 慶長中歿千大阪

山崎淨因 幼名鶴千代後改長吉後改清三郎清兵衛清右衛門致仕稱三右衛門天正十五年丁亥五月四日生千和泉岸和田十一歳仕木下法印致仕後仕從五位宮内少輔

利房四十七歳歿仕隱醫千京師延寶二年甲寅十月二十一日歿于京師享年八十八葬黒谷山

室佐久間氏 名舍奈天正九年辛巳十月生於近江安比路寛文十一年辛亥二月二十一日歿于京師享年九十一合葬千黒谷山

山崎六右衛門 初稱六藏文祿四年乙未二月十日生千播磨姫路寛永八年辛未十二月二日歿千京師享年三十七歳 太郎兵衛室安田氏

山崎半右衛門 慶長四年己亥正月晦日生千大阪寛永二十年癸未四月十八日歿千京師享年四十五 源太郎

男 某 慶長十七年壬子十月晦日生早世

女 名鶴慶長二十年乙卯五月九日生嫁某氏寛文十年庚戌六月二十二日歿千京師享年五十六葬黒谷山

女 名玉元和二年丁巳二月朔日生嫁某氏寛文四年甲辰閏五月十一日歿千京師享年四十八葬千黒谷山

山崎嘉右衛門 名嘉字敬義幼名長吉十二歳改清兵衛十五歳制髮號絶主二十九歳稱嘉右衛門號閑齋又垂加翁生卒事歴本文詳之

山崎山三郎 名敬勝生卒未詳(後按寛文六年丙午生)家譜不載之上月信勝正學小傳言之垂加文集題根石時序曰嘉一日携山兒遊洛東見獲之賀茂川山兒蓋謂山之

三郎後按文集卷三有敬勝字銘自注云延寶庚申之年) ○括弧を附せる二項は朱書加記せるものなり

關齋先生年譜

人島百九代後水尾帝七年

戊午元和四十二年九月甲子亥時先生生小字長吉

庚申六(三) 藤愷高卒

壬戌八(五)

甲子寛永(七) 七八歳時童觀山爲侍童

己未五(二)

辛酉七(四)

癸亥九(六)

乙丑二(八)

丙三(九) 寅五(十一) 辰七(十三) 百十代明正帝 壬九(十五) 成童為佛徒在妙心寺號絕藏主 甲十一(十七) 丙十三(十九) 戊十五(廿一) 庚十七(廿三) 壬十九(廿五) 廬谷時中諱中 百十一代後光明帝 甲正保(廿七) 丙三(廿九) 名字曰敬義以聞號齊稱嘉右衛門 戊慶安(卅一) 庚三(卅三) 九月作先祖神主 壬承應(卅五)

卯四(十) 巳六(十二) 父命呼清兵衛 未八(十四) 酉十(十六) 亥十二(十八) 丑十四(二十) 卯十六(廿二) 巳十八(廿四) 未二十(廿六) 酉二(廿八) 關吳周子書成 丁四(三十) 關吳周子書成 己二(卅二) 辛四(卅四) 敬齊家分注附錄 卯四(卅六) 十二月十七日昏親迎囑脚兵 巳二(卅六)

甲三(卅七) 丙二(卅九) 學經外傳感興詩考註成 戊萬治(四十一) 二月東遊主於井上河內守曉曆 庚三(四十三) 三月東遊八月歸武銘考 壬二(四十五) 三月東遊五月歸 甲四(四十七) 三月東遊開袖疾五月歸 丙六(四十九) 三月東遊九月歸會津風 戊八(五十一) 二月東遊八月歸二程治 庚十(五十三) 近思錄本注考定五月 壬十二(五十五) 八月東遊至會津十一月歸 甲二(五十七) 八月會津風土記跋成 丙四(五十九) 戊六(六十一) 二月贈永田養庵序錄 午六(六十三) 一月跋御覽入所記錄 申八(六十五) 秋東鑑曆算改補序成

乙明曆(卅八) 春始開講席先小學次近思錄次四書次周易程傳先小學次近思錄次四書 丁三(四十) 正月將起倭艦筆誦讀春卒 巳二(四十二) 三月東遊八月 辛寬文(四十四) 三月東遊八月 卯三(四十六) 二月六日收葬祖考妣子 巳五(四十八) 二月三日造家上梁三月東遊主於會津中將源太守十月歸 丁七(五十) 二月東遊疾四月歸 己九(五十二) 九月東遊十月歸 辛十一(五十四) 八月東遊受吉田十二月歸子官藤 癸延寶(五十六) 正月東遊行會津略成源中將之卒後遂歸齋 卯三(五十八) 易本義梓行 丁五(六十) 十二月張書抄畧跋成 未七(六十二) 周書抄畧成 酉天和(六十四)

壬二(六十五)九月十六日終于平安二條邊龍寓居葬黒山谷山祭垂加靈社 癸三 五月文會筆錄梓行

○括弧を附せるは朱書なり

佐藤先生曰、頃年一文人著一書梓行、其中有先生傳、其立文以誹謗先生爲主、非直筆可信者、

闇齋先生行狀圖解

後學 尾張 細野忠陳輯

往昔

後醍醐天皇御宇の頃、朱子の書は、じめて本朝に傳はりしよりこのかた、其教を奉ずる者なきにあらずして、いまだ堂奥をきはむるの人なし、慶長元和以來、神武の徳海内に遍く、文運大にひらけ、ことに臺命によりて朱子の教を奉せしめ給ひしより、學者聖門の正路に向ふ事を得たり、我闇齋山崎先生の如き、初年佛門に入るといへども、天性の英明、忽開悟歸正の時至り、遂に大に其徳を成して、後學を倡導したまへり、其著述校正の書、皆朱教の藎底をたゞき盡して、實に朱子の後東方の一人なる事は、其書を熟讀してこれをしるべし、今童蒙の爲に、終身履歷の大畧を畫圖にあらはし、先生の資稟尋常にあらざるを識らしむ、

先生の祖父淨泉は木下肥後守家定茂叔淨英法印に仕へられし、性質正直にして武勇も有りしとぞ、其後仕を辭して京師に隱遁せられし、父淨因も初年は木下氏に仕へ近侍職を勤められしが、淨英法印歿後には、其嗣子宮内少輔利房に仕へられたり、利房故ありて位を喪はるゝ事三年、其間淨因此の時は清和と稱す、貳心なく侍奉られ、其の後利房位に復せられしかば、淨因三十二歳の時一旦仕を退かれ、四十四歳にて再木下氏に仕へ此時清和稱す、四十七歳にて又仕を辭して京師に入り、下立賣にて醫を業とせられし、此時祖父淨泉并に祖母存在なりしかば、家甚貧しかりしとぞ、南學傳に淨因は針醫なりと云へり、

淨泉少かりし比より古筆の三社託宣の一幅を秘藏し朝夕これを誦せられ、これを掲げて拜する時は必謹て盥嗽し袴を着けられしとぞ、淨因若かりし時これに觸れさばらるゝ時は、大きに叱られたりとなん、それ故淨因も幼時よりよく覺て、日々託宣の文を誦せられし、此一幅先生に傳はりて秘藏せられしとぞ、淨因君は正直一逼にして謙遜なりし故に、人皆悦ひ親しみしとぞ、

先生の母佐久間氏名會、或る夜の夢に比叡坂下の兩社に參詣し鳥居の前に拜伏せしに、老翁一人忽然と顯はれ、梅花一枝を折りて與へられしを戴きて左の袂に納むと見て孕めり、元和四年戊午十二月九日甲子亥の時先生誕生あり、

先生幼より聰稟にして群兒に異なり、祖母多治比氏性嚴格にして言寡し、飲食の類も屹度節限を定めて妄にする事はなかりし、常に先生に教へ戒めて云はるゝやう、膝に云如く、身は一錢目は百貫なり、汝よく字を習へ、字を知らぬ者は盲人同様にて、物の筋道も辨へられぬは、人と生れても鳥獸も同じ事なりとぞ、母佐久間氏も嚴重なりし人にて、子供を深く愛せられたれど、筋道に違ふ事は屹度戒しめ叱られし、常に先生を戒めていはるゝ様は鷹飢ても穂を啄まず、士たる者は志を尙くして卑劣の行を爲まじきものなるぞと、

先生幼より豪氣發越のなす處尤沒彫當にて、毎に堀河の橋の邊へ出で、竹の竿を以て往來の人の脛を打ち、水中に轉らしめて慰まれしと云ふ、六七歳の比なりし、先生幼年の頃種々わるさせらるゝ故、近隣の者これを惡み、父母に告げていふやう、令息のわるさ尋常ならず、捨置かれなば一家の累となるべし、且近隣の累連も測り難く、早く他へ遣して奉公にでもさせられよ、若し聞入れ給はずば親子共此處に住居はかなふまじ、何れなりとも移住し給へといふ故、止む事を得ず叡山に登せ侍童とせられしとぞ七八歳の事なるべし

先達遺事曰、開齋六七歳尤沒彫當、毎出堀河橋持竿打行人脛、轉水中以爲戲、淨因患之、乃遣妙心寺爲僧號絕藏主とは誤なり、妙心寺に入りて剃髮せられしは十五歳の頃

にて、先生の自撰れし開異の後記に成童爲佛徒とあり、家譜に嘉十二歳父君命呼清兵衛とあり、是亦先生自記す所なり、これに據て考ふるに、七八歳にて叡山に登りて侍童となり、十二歳の頃は家に歸りて父の側にあり、十五歳の頃妙心寺に入りて剃髮して絶藏主と號せられし事明なり、先哲叢談に開齋幼桀驁不可制、父爲托諸妙心寺、髻髮名絶藏主といへども、遺事の誤を承けたるなり、幼年既に剃髮して浮屠とされる者を、十二歳の時父命じて清兵衛と呼ぶ理あらむや、且比叡山に登られし事は諸傳に多く編せり、家譜には佛門に入られし事は闕て記されず、故に分明なり難きを以て誤るものなり、但先生遊比叡山詩に、二十年前讀書處の句あり、開散餘録に村田龍亭の話を擧げて開齋幼にして天台山の兒童となるといふものは實を得たり、八歳にして法華經を殘らず暗誦せられしとぞ、其の伶俐にして頓才ある事は、一日師庭に在りて木履を着け草を取りて頭に戴きて、小僧此物を持來れよといはれしかば、唯々と答へて直に茶を持來れり、茶は草人木なればなり、人異名して知十郎と呼しとぞ、又叡山に在りて夜半の頃まで看經せられしが、忽大聲を發して笑はれし故、師驚きて何事を笑ふにやと問はれしかば、釋迦といふ人は怪しからぬ、虚誕を言ひ置きし人なり、餘りの事故可笑しくてたまらぬに因りて笑ひ申すなりと答へられしなりといふ、

九歳の時七月既望詩を作りて曰はく

東嶺火成大、北山丹作舟、登遊非我願、弄月坐南樓、

叡山にても驚桀止まず、何につけても負くる事一切嫌なりし故、師も持て餘し下山さすべき由云ひ聞かせられしかば、これを聞きて聲を厲まして、我れ追ひやらるゝ程の悪業せし覺なし、不肖無頼をも教化してこそ師の慈悲なれ、人を教ふる事能はずして妄に追ひ放つ理あらんや、さ程の無慈悲にて一寺の住職何の利益かある、よしゝ兎も角もせられよ、我は無慈悲道の僧等が住せる寺を一時に灰燼となして見せむと怒り言られければ、師を始め大衆これを聞きて當然の理につまり、且彼が豪強の氣性にて寺を焼拂ひかねまじきものなりとて、大に震慄せしとぞ、

十二歳の頃は家に歸りて父母の側にあり父命じて名を清兵衛と改む、

十五歳にて洛西妙寺に入りて剃髮して禪僧となり絶藏主と號す、同寺に在りし時その師中峰廣録を藏せられしを一看したしとて師に願はれしかば、師これを出して示して曰く、此書汝等如き疎妄にては會讀する事決してなり難し、然れども望なれば貸し遣すなり、謹て拜讀して少しなりとも得益せよと絶藏主諾して退き一月程過ぎてこれを師に返せり、師曰はく熟讀したりや上卷には何の事が云てありや覺はあるかと問はれしかば、其の言未畢らざるに暗誦流るゝが如く、中卷下卷も皆暗記朗誦せ

られしをもて、師大に驚き始めて其の才の凡ならざるを知りて深く賞嘆せられしとぞ、其の後又五燈會元を借り、六日の間に讀了りて返せり、六日目が冬至なり、その日僧どもへの話に會元を覺わたりと云はる、衆僧何としていふ、何にても問へとて覺わて居る者に問はせ、一々答へて聞せらる、衆僧大に驚きしなり、これ妙心寺塔頭大通院にての事なり、又或時同宿の僧と物争ひして互に屈せざりしが、絶藏主何とかして彼を挫かんと、夜中窃に彼の僧が房に行き、紙幘かたに火をかけ焼拂ひて歸れり、

僧或は絶藏主が強記卓絶にして、其上人に負くる事嫌なるをそねみ嫉み、何とぞしてこれを挫かむと工夫せしが、一日絶藏主泄瀉を患ひて病牀に居れり、此時こそ渠を凌駕せむぞと喜悦をなし、夜中其房に往きて見れば、厠馬に跨り泄瀉しながら書を執りて讀み居たり、其の精神眼彩聊平日に異なる事なし、僧も愕然として渠が豪氣にはとても勝つ事なるまじとて嘆服して退きしとぞ、

或時桑名七里の海を渡るとて、船中にて舟中に向ひいろゝやかましく云はれければ、舟人絶藏主を小悪い奴と思ひ居し所に、舟人此帆は何反あるぞと問はれければ、舟人堪へかねて、此帆か、この帆は小僧が頭を八反許りあらうといひければ、絶藏主いやいやさうではあるまい舟人の頭に九そう九反許りであらうといはれしとぞ、何事によらず、捷悟辨才ありて人に屈せざる事大概如此、

土佐侯山内土佐守一豊元祖山内孫太郎藤原久豊の孫土佐郡高知城主二十四萬二千石の弟某剃髮して佛門に入り、妙心寺の大通院にあり大通院開基なりこの人藻鑑ありて夙く絶藏主の凡ならざるを知り、この兒神姿非常後に大成すべき器なりとて、其郷里故土佐の吸江寺に遣し、専ら學問を勉めしめられしとぞ、

絶藏主二十三歳の頃三教一致論を著せり、此の事後に破り棄てられしにや世に傳らず、

慶長の頃土佐高知の眞常寺親鸞宗に時中といふ僧あり、性豪邁にして佛書を講ずる暇には、廣く經史をも涉獵せしが、後南村梅軒に従ひて程朱の教を聞き、これより聖賢の教を尊信し、濂洛關閩の書を尋ね求めしに、この頃は未だ書籍に乏しき時なれば、百方千端力を盡して諸國に是を求め、語孟集註學庸句朱子文集等を得て熟讀し、遂に髮を著へて歸正し名を素有字を時中通稱を大學といふ後三郎左衛門と稱す是元和の始の頃なり、土佐侯の執政野中兼山名止字其繼傳右衛門と稱す世諱小倉三省と稱す世諱三千石の兩人も、時中に従ひて程朱の訓を奉じ、これを政事に施して功あり、野中氏絶藏主を見て其の英邁なるを賞し、佛徒にて一生を終るまじき者なり、儒業を爲さしめは大成すべき器なりとて、自分介して谷時中の講席に列らしめて、聖經の講説を聞かしめられしとぞ、兼山程朱の書を尊信し、三都及長崎に人を遣し置き、奇書あればそれを購は

れ、長崎へ新渡の書あれば、直にこれを購ひて翻刻し活板などにもして後學に恵めり、開齋先生の書を博く覽られしも兼山子の力によりてなりといふ、

一日谷時中野中氏に會して中庸を講せり、野中氏これ迄は絶藏主に別に魚飯を設けて饗せられしが、今日の講説を聞かば、絶藏主はや魚肉をも食ふべしとて、別に蔬菜をも設けず、既にして絶藏主來り、中庸の講説を聽くと齊しく、果して其の席にて、忽僧衣を脱し珠數を抛ちて歸正し、魚肉の饗應を受けたり、時に年二十五寛永十九年壬午なり、一説に大學序の異端の虛無寂滅之教其高過於大學而無實といふを聞て歸正せりといふ未知孰是、

正保三年丙戌三月五日二十歳、父の命を以て本氏に復し、嘉を名とし字を敬義とし、開齋と號し嘉右衛門と通稱せらる、二十五歳にて歸正し今年まで五年なり、其の間土佐に在りて未だ歸京せられず、故に今年始めて父の命を得られたる事實未詳、

同四年丁亥開異一卷を著せり、開異とは異端を闢くの義にして、多くは佛氏の害を闢くことを擧げ給へり、皆古人の語なり、其跋に曰く、吾幼年讀四書、成童爲佛徒、二十二、本於空谷之書、作三教一致之胡侖、二十五讀朱子之書、覺佛學之非道、則逃焉歸於儒矣、今三十而未能立、深悔吾之不早辨云々、今年周子書を編集して上木せり、歸正の後京師吉屋町出水上る町に住し、一棒を持し講座を撃ちて諸生の教授せられしといふ、然れ

ども未だ公に講席を開く事はなしと見ゆ、これより漸くに門人多くなりしなるべし、慶安三年庚寅九月先祖の神主を作り、二十二日より晦日まで成る、二十五日の朝父淨因翁云はく、昨夜先祖の神靈形を現し、此度神主を作りて奉祀せる事を喜び、今より汝を忠平を呼ばむとの給ひしと夢みたりとて喜ばれしとぞ、二十七日先生幽都明都幽明室の七字を夢みられしとなり、この度神主成就して、祭祀の法は朱子家禮を用ひてこれを行ひ、祠室に扁じて著存といふ、淨因毎日晨謁の禮を行ひ、先生も父に従ひて祠堂に謁せられしとぞ、淨因翁平居無事の時は、庭前の樹間に逍遙し、或は先生に従ひて學する小子をして、小學の書又は先生の詩文などを讀ましめて、これを聞きて樂まれしとぞ、先生幼時は桀驁なりしが、聖經を奉せられしよりは偏に父母の孝養に心を盡し給へり、然れども門人に遇するの嚴峻なる事は、少過をも許し給はず、常に怒を自分の病といへり、晩年に至りては、大に寛裕の氣象となり給へりと云ふ、

周子書を編まむと思へり、大極圖說朱子の解理に於いては固より當れり、但周子の本意果して此くの如くなりや否やを知らず、探索推尋思を焦せしが、慶安四年辛卯四月十二日、夢中周子に逢ひてこれを問れしに、周子答へて違ふ事なしとなり、因て又問て曰く、或は第一圈中に點するは尊意に違ふべしと、周子領し給へり、又編次する所を正さむとせられしに、人呼び覺したりとなん、此事文會筆錄卷十に見えたり、先生精神

の至る所、幽冥の中鬼神の助くる所ありしなるべし、

○此の一條、原書には次の明暦元年の條の下に載せたり、されど此圖當置于前と傍書し、且つ慶安四年の事なるは明なれば、こゝに載せつ、

承應二年癸巳十二月十七日、先生三十六歲、鴨脚氏の女を娶り親迎の禮を行へり、明暦元年乙未春、先生三十八歲、新に講筵を開き、小學近思錄四書周易程傳を講じ給へり、講談の聲高亮にして、室三間を越えて往來の道に突り聞えたり、往來の人足を止めてこれを聞きしよし、先生の講説は要領を示し給ふのみにて、細密に解き給はず、論語は四葉ほどを一席に講じ給ふ、孟子は六葉以上に及べり、これより門人彌盛にして、其名四方に轟けり、前後業を受くるもの六千餘人ありと、伊豫國今治の人伊門善藏が家に藏せし門人の名籍を録せる冊にありしといふ、

明暦三年丁酉先生四十歲、元旦詩を作りて曰く

雖從事學問、強仕未能信、順處猶平々、逆時還鈍鈍、鄒公心不動、伊伯記彌進、而立吾閑過、自今欲奮振、

同年正月倭鑑の筆を起さんと欲し、舍人親王我が朝史筆の祖なれば、御廟に詣りて神助を仰がんとて、藤森に詣りて詩を作りて曰く

親王強識出群倫、端拜廟前感慨頻、渺遠難知神代卷、心誠求去豈無因、

同年二月二十一日京を出で伊勢に詣で、二十六日參宮、三月朔日歸京、同月十三日八幡宮に參詣、

同四年萬治改元戊戌二月二十七日京を出で江戸に遊べり、井上河内守正利の邸に逗留し給ふ井上侯此の時、常陸笠間城主五萬石、正利は元祖主計頭安倍正就の子大和小學を著して、婦女子の教訓に備へ給ふ、

初めて江戸に遊びし時、浪人の事故、貧窶にして僧石の儲もなく、書肆某の隣に寓居し、書を借りて讀まれしが、この頃井上河内守正利、學を好みて書を集められし故、書佑も折々其邸へ周旋せしが、一日井上侯書佑に語られけるは、汝書商なれば、世の儒者をも多く識りたらん、方今才徳備りて人の師たるに堪へたる儒者は誰なるや、汝が識る處あらば介して吾が師とすべき人を得させよと、書佑敬諾して曰く、近き頃京師の浪人山崎嘉右衛門といふ者あり、僕が東隣に寓居す、この者は世に優れたるやうに沙汰しあへり、若し君侯に召されなば彼が幸福ならん、喜びて趨拜すべしと云ひしかば、侯大に喜び、それこそ我が幸なれ、急ぎ伴ひ來りくれよと云はれし故、書佑歸りて其事を先生に告げしかば、先生これを聞きて、井上侯實に道が聞きたくば、先吾が宅に來りて師弟の禮を行はれよ、師たるものより弟子の許に行きて先拜するの禮なしと申すべしとて空嘯いて居られしかば、書佑案に相違し、入らざる事を

請け合ひて今更すべき様もなく、其事を侯に達せば、妄言の罪通れ難く、定めて侯の怒にや觸れんと、何となく其儘打棄て置きしが、侯は頻にこれを招かむ事を欲し、書佑を促して、奈何にして遅緩せるぞと責められし故、今は隠すべきに非ずと有の儘に告げて曰く、僕敢へて情りしに非ず、速に波に命を通せしに、渠曰く、侯實に道を聞かんと思ひ給はし、先我が宅に來りて入門し禮を行ひ給へと申すべしとて、毅然として動くべき色無し、渠が如き狂卒の痴漢に候へば、猶外人を尋ね求めて進め奉らんとといひしかば、侯聞きて大に賞嘆し、それこそ實に醇儒といふべし、禮に聞來學不聞往教といへるを守りて、時世に走らざるは當今には珍しき人なり、我これを師とせずして他に誰をか求めんとて、其日直に親を命じ、先生の寓居に自ら往きて師弟の約をせられ、それより邸中に招請して崇敬の禮を盡し、教を受けられしとぞ、此の事井上侯京都所司代にて在京の時の事なりともいふ、未だ孰れか是なるを知らず、

同年八月歸京し給ふ、歸路伊勢に赴き、大神宮に參詣あり、當年往還旅中の詩を集めて遠遊紀行といふ、梓行して世に布けり、凡詩百三十六首、萬治二年己亥三月二十三日東遊、八月十八日歸京、歸路伊勢大神宮に參詣あり、東行の詩一篇三百十韻、西歸の詩百四十首、辭一篇、命して再遊紀行といふ、上木して

世に流布す、

同年庚子三月九日東遊、八月八日歸京、

同四年寛文改元辛丑三月二十九日東遊、八月二十七日歸京、多賀宮に參詣、

寛文二年壬寅三月二十一日東遊、五月二十七日歸京、

○原書には此の次に先生が岡崎城を眺めらるゝ圖を載せ、駄馬肩輿長短程、東風處々聽倉庚、今逢天下一家日、開關洪基在此城、の詩を題せり、

寛文三年癸卯二月六日、祖考妣を黒谷山に改葬す、同月二十一日東遊、八月二十一日歸京、九月十四日兩親二姉を伴ひて京を出で、伊勢に詣で給ふ、同月十六日山田に抵り、福島氏に宿し、其夜外宮を拜し、翌朝内宮を拜し、詩を作りて曰く

千秋神在祭儀新、時致拜參親子人、正直勅宣吾不貳、壹心階下仰天眞、

十八日山田を出で、二十一日歸京、

同四年甲辰三月、兩親二姉に従ひて八幡宮に參詣、翌日歸る、

同年同月二十四日東遊、四月二十九日姉の疾を聞き、五月四日歸京、

同五年乙巳二月三日、新に家を作りて上梁す、

上梁文 家君命

東 日光紅、無私照、泰和中、西 晏天低、惟人事、在提撕

南 薰風淡、那有盡、棟木堪、北 仰瞻極、欽矣哉、帝之則、

伏願上梁後、父母俱壽考、婦弟能孝思、家道正長久

三月二十一日東遊、會津侯の招待に因りて其の館に留り、十月七日歸京、

會津侯は保科肥後守中將源正之土津靈神と號す、台徳公の第三子なり、東照宮の御孫なり、信州高遠の城主從五位下肥後守源姓保科氏正光の養子となり給ひ、後封を出羽の最上に移し、寛永二十年癸未七月四日、又封を陸奥國會津に移して二十三萬石を領し給ふ、大猷公薨するに臨み、遺命ありて嚴有公を輔佐せしめ給ふ、これより内外の大政に預り給ふ、其詳なる事は、土津靈神言行録にあり、見るべし、侯深く先生を信じ給ふ、延ひて聖經講論を聞き、又神道をも討論し給ふ、是を以て、今年より十二年壬子まで年々春東遊して侯の館に留るなり、秋冬に至りて歸京し給ふ、惜哉、寛文十二年壬子十二月十八日、侯六十二歳にて逝し給ふ、先生翌年の春東行して其の喪事を助け、畢りて歸京あり、これより復東遊し給はず、然るに會津侯の尊信より、藩臣皆先生の教に歸し、進徳の人多かりしとぞ、侯の家喪祭は全く神儒の禮を用ひて、浮屠を用ひず、今百六十餘年の後までも、其の法嚴然として存せりとなん、

同六年丙午三月二十二日東遊、九月二十一日歸京、

同七年丁未閏二月二十一、東遊病に因りて四月二十二日歸京、病間洪範全書を編

集し給ふ、

先生洪範全書を編まんとして、熟讀すること十二年、此の年始めて功を竣ふ、父淨因翁今年八十一歳なり、北野に於いて壽の連歌を催さる、

欽めや八十一龜のトうら 淨因

同八年戊申二月二十一日東遊、八月五日歸京、此の度も伊勢參宮し給ふ、

同九年己酉九月東遊、伊勢大神宮に參詣し、中臣祓の秘訣を大宮司精長より傳受し給ふ、閏十月二十五日東武より歸京、十二月二十四日、土佐將監光起に父淨因翁の壽像を描かしめ、贊を作りて曰く、

乾父坤母、一視同仁、家君壽影、於我尤親、

同十一年辛亥八月十八日東遊、吉田神道の傳を吉川惟足に受け、垂加靈社と號す、十二月八日歸京、

同十二年壬子八月東遊、奥州會津に至り十一月十一日歸京、

延寶元年癸丑正月二十三日東行、會津に至り中將源公の葬に會す、三月十七日事を襄す、六月四日歸京、是より後東遊し給はず、

會津侯或時先生に問て曰く、先生も亦樂といふ事ありやと、先生答へて曰く、臣三の樂あり、凡天地の間に生を受くる者、禽獸魚鼈虫蟻に至るまで、血氣を含み動息を爲

す、然るを我は萬物の靈たる人と生れたり、是一の樂なり、天地の間一治一亂定數なし、若し亂世に生れなば、生を全くして學問する事もなり難かるべきに、幸に右文の世に生れ、書を讀み道を學び、古人の聖賢と臂を一堂上に交る事を得、是二の樂なりと、侯曰く、二樂は既に聞く事を得たり、今一の樂を聞かん、先生曰く、是の樂最大なる者にして容易く云ひ難し、言ふとも君信じ給はじ、却りて誹謗し給ふらん、故に敢へて言を發せずと、侯曰く、寡人不敏と雖ども先生の訓を奉じて敢へて違はず、何ぞ先生の言を然らすとせん、切に願はくは告げ示されよと、先生曰く、君の言此くの如くなれば、臣何ぞ敢て申さざらむ、樂最大なる者とは、卑賤の家に生れて幸に王侯貴人の家に生れざる、是れ樂の最大なる者なりと、卑賤なるを樂とするその説如何、先生曰く、今の諸侯たる人を觀るに、深宮の中に生れ、婦人の手に長となり、聲色に徇ひ遊戯に耽り、不學無術なるをも自省みるの意なし、これが臣たる者阿諛逢迎其好む所は、因りてこれを稱譽し、其惡む所は、因りてこれを非毀し、遂に本然の性をして枯亡消滅せしむ、亦哀しからずや、卑賤の者は然らず、幼より辛苦を嘗め、事務に習ひ、師教へ友輔け、心を動かし、性を忍びて、増益豫防する所多く、以て其の智見を長し、徳義に進む、是れ幸の甚しき者にして、樂最大なる者なりと、侯これを聞きて、席を擊ちて感賞して曰く、誠に先生の言の如し、誠に先生の言の如しと、

或時群弟子に問て曰く、方今西土より孔子を大將とし、孟子を副將軍とし、數十萬の兵を率て、皇國を攻撃せば、孔孟の道を學ぶ者、これに應ずるの方如何、汝等誠にこれを言へど、弟子皆答ふる能はず、先生曰く、格物の學何の用をかなす、我輩これに應ずる何の擬議する事かあらん、堅甲を被り利兵を執りてこれと戦ひて、孔子を擒にし、孟子を戮して、國の爲めに恩を報いん、是則孔孟の道なりと、

先生食時後るゝと雖ども促し命じ給ひし事なし、寢るに衾を人に掛けさせ給ひし事なし、夏天にも笠をきる事を好まず、嘗て人に問て曰く、笠をきるは何の爲めぞと、人答て暑き故なりといへば、暑にたびけるやうにては何の用にか立たんと言はれしとぞ、

先生母の歿せし時、喪儀一に儒禮を用て佛事を行ひ給はず、寺僧來りて曰く、佛法は公に用させ給ふ大法なり、これに依らずして自擅に喪事を執り行はるゝは甚宜しからず、何れも佛法に歸依して事を行ひ給ふべし、若し拙僧が言を用られずば、是天下の大法に背かるゝなり、寺中に葬埋は叶ふまじといひければ、先生色を勵まし聲を荒らゝかにし、疾く門人を呼びて、汝等我が爲めに柩を宅内に殯せよ、我は明朝發途して江戸に下り、寺社奉行所に出で、聖人の大法を行ふ者を天下の大法に背くなど誹謗する頑僧が私曲を訟へんと、寺僧其の威の猛なるに畏れ、とても屈すべからざるを知り、程

よく辭して忤はず、葬埋を許したりとなん、

先生朱子語類全部百四十卷を暗記し給ひしとの説あれども、それ程にはなし、此の語は何卷目幾丁にありといふを覺わ居て、講論の時は速にその所を開かれしと、佐藤先生の學話に見わたり、自強記此くの如き故、門人の痴鈍なる者をば深く罵り惡めり、佐藤先生初め永田養庵を介して先生に見わられしかば、汝は何の書を読みしぞと問はれし故、五經の素讀を終れりと答へられしかば、先生大夫適四方乘安車といふ事は記し得たりやと問ひ給ふ、佐藤先生の答少し遲滞せしかば、先生直に曰く、曲禮上篇に在り、戴記の初卷さへ記し得ずして五經を読み畢りたりといふべけむやとて、養庵に向ひ、此の者我に従學するは未だ早きぞ、退きて能く素讀に力を用させて後連れ來れとて、教を施されず、佐藤大に耻ぢて退きて、是より寢食を廢して誦讀し、一年程過ぎて又先生の所に到る、折節書估竹村某唐本の二程全書を携へ來りしかば、先生その内の一冊を佐藤に讀ましめ給ふに、頗る滯滞せられしかば、その様なる讀様にては用に立たぬぞとて、側居し鶴飼金平に授けて讀ましめらる、金平は成童にして通鑑綱目に和點を加へし程の人なれば、書を披きて序文を流るゝ如く讀み畢りて曰く、明人の文は何れも此の様な浮靡なる者なりと、先生佐藤に云て曰く、書を讀むならば彼の金平が如くに讀みてこそよけれ、汝が如き鈍漢は學問叶はぬぞと叱られ、佐藤又摧屈せら

れしが、素英發の機ある人なれば、怒言を發して曰はく、こは先生の垂訓とも存せず、聖賢の學は道を我に得るに在りて、漫に該博に誇る爲めには非ざるべし、佛氏が如きも一切經を殘らず讀誦したりとも、必佛位に至るに非ず、唯至誠一心に成佛を求むること佛家の要なれ、聖學も亦然り、文字を能く讀み得たるのみにて豈聖賢の地位に至らんや、小子は唯聖賢を學ぶを願ふのみなりと、先生此の言を聞きて大に感賞し、これより親切に教誨を施せり。

門人淺見安正初年勉強して學ばれしに、或時吐血を患らる、されども先生猶課督して少しも許し給はず、楨元真側に居てこれを見受け、餘り氣の毒に思ひ、先生に請て曰く、重次郎綱齊先生が病體輕からず、先生暫く課督を寛くして保養せしめ給へと、先生曰く、それは重次郎が汝に頼みていふや、元真曰く、頼み仕らず候へども、側より見受け候も餘り氣の毒に存じ候へば、願ひ申すなりと、先生曰く、頼みになくば入らざる事なり、學者の上は外より測り知るべきに非ずとて少しも許さず、其の後程なく病癒えたり、その時先生元真を呼びて、重次郎は死にもせざりき、汝はいらぬ老婆心を以て、學者の爲めに軟弱の計を爲すものなりといはれたり、先生門人を遇するの嚴猛なる事大抵此如。

先生容貌嚴毅顔色怒るが如く、眼光人を射て向ひ近づくべからず、佐藤先生曰く、先

生の塾に至りて戸に入る毎に、憚々として獄に下るが如し、退きて戸を出づるに及びては、大息して虎口を脱がるゝに似たりと、嚴峻如此なれども、其の教導の切なる事は他にかゝる師はあるまじとて、ある時佐藤先生淺見先生に謂て曰く、吾輩日々に先生の怒言に會ひ、勉強して學ぶと雖ども、久しくば遂に病を生じて命も危きに至るべしと思へども、今海内に先生を捨て、外に師と憑むべき人は無かるべしとて、互に苦痛を忍びて從學せられしとぞ。

佐藤淺見及三宅名は重國通稱は丹の三先生は後に學業を大成して山崎門の三先生と稱せられ、其の徳四方に傳播せり、

先生門人の遲鈍なる者を罵りて常に怒氣を含みて居られしと雖ども、佐藤淺見の輩、義理の精微を議論するに至りては、喜顔色に溢れ、親切に討論し給へり。

佐藤淺見の二子、苦學奮勵學大に進むに及びて、先生之れを深く喜びて曰はく、直方安正等が精を研ぐ故、我が學問も進むが喜ばしとて、落涙し給へり、先生怒も強けれども、喜も亦深かりしとなん。

先生或る時病氣にて蚊蠅の内に臥し給ひしが、永田養庵來りて仁の説の自分發明するを述べしに、先生之れを聞きて大に驚喜し、側なる人を呼びて云はく、急に蚊蠅を除き去れ、養庵は何とてそれ程までに痛快に會得ありしとぞ。

先生蚊蠅を除き去らしめ給ひし事深き味あり、その門人を教育し給へる親切懇到なるを想像すべし、

ある權貴の人先生の塾に到りて、講官にすべき人を求めたく、先生の門中に於いて監定して我に得せしめ給へといふ、先生その人の權勢に誇る意あるを卑しむ惡み給ひしにや、折節群弟子坐に満ちてありしが、先生列坐中を睥み廻し、こなたなる佐藤直方、あれに居る淺見安正、此の二人は門人中の秀出せる者なり、然れども公の招には決して應ずまじ、その外は皆擢用するに足らぬ者どもなりとて、その人案に相違し、良久しく言葉も出さざりしが、若しさもあらば我が家臣の中にて兩三人を撰び、先生に従學せしめて後これを用ひば如何と問ふ、先生曰く、無益なり、儒生の成るは菑菑の生るやうにはいかぬ者なりと、その豪邁此如、

淺見先生初の名を順良といふ、折節先生の酒席に陪す、先生素豪飲なり、順良も亦豪飲なる事先生に超わたり、順良盃を傳へて人飲まざれば已も亦飲まず、指したる盃を空しく返して押ふるなどいふ事は、先生と雖ども許さず、先生もこれには困られしといふ、或時に先生順良に謂て曰く、汝平日は順良なり、酒を飲むに至りては甚不順良なりとて笑ひ玉ひし、

先生の強記なる事の一事をいはと、一日浴室に入り給ひし時、門人巾を執りて先生

の背を洗ひながら談話せしに、たま／＼梅の花の事を語り合ひしかば、先生忽古人の梅を詠する詩五十四首を暗吟し給ひし、

この頃師弟の間の親切なる事、後世の緩怠なるが如きには非ず、殊に先生の大徳門人を懇諭し、門人師恩を思ふこと深く、師弟の間父子の如くなる事、此圖を見て知るべし、

○この次に挿圖ありて左の如く題せり、

風葉集の心を

ちはやふる神代の風の葉かけより

光もりくるなかそらの月

先生の和歌世に傳はれる者此一首のみなり、

○また次に挿圖ありて左の如く題せり、

門松やかた／＼ならずかたよらす

此の發句中庸の意を言ひ出せりと云ふ、先生の發句とて世に傳ふるもの此の一
句のみなり、

門人梨木祐之は加茂の祠人なり、葵祭の久しく廢れたるを再興せむとて、幕府に願書を呈せんとす、其の草稿を携へ來りて先生に添削を請ひしかば、先生抜き見るや否

や、直に刪り直に添へ、首より尾に至るまで讀過刪補して再これを閱せず、直に祐之に投じ給へり、祐之退きてこれを熟讀し、手を拍ちて嘆じて曰く、先生何として此の如き才といひ徳といひ、今世他に此の如きは有るべからずと、

黒岩慈庵、谷重遠と同じく先生に入門せし時、先生几に憑りて字を寫せり、都講二人を几下に引きて各姓名を述べしかば、先生首を昂げてこれを見て云く、あの前髪なる者は清八重遠の幼名なりか、汝は穎敏なりと聞く、今より努力せよと、先生門人に遇する傲然たること毎に如此、

後藤松軒先生の門に入りて講筵に列せしが、先生講じ畢りて松軒を呼びて云はく、坊主松軒薩變の書生なりがてんがゆきたるかど、松軒大にその傲邁に遇するを患り、これより先生の門を辭して、終身先生著述の書を手に執らざりしといふ、

檜崎正員忠右衛門と稱す、備後三原の藥商、先生の門人となり、寄宿して僕の如く炊爨の事をも勤めたり、或る時庭前にて薪木を束ねて居りしに、先生呼ばれければ、應唯して急ぎ先生の前に來り、けふは好き天氣に候ふといひしかば、先生曰く、たわけめ、我は天氣のよしあしを問はぬなせに早く用事を尋ねぬぞと、

先生門人に、咽は乾く者なれば、湯が飲みたくば所望せよといはる、湯を望めばぬるく一ばいにして持ち來れと童子に命せらる、少しにても間の費へるを學問の障なり

といへり、

先生門人に示して曰はく、我は壯年の頃は頭痛がすれば、柱に頭を結び付けて書を讀みたり、病氣を云ひ立てにすれば、一生學問する日はなきぞと、

諸書の中に字義訓話を問ふ者あれば、先生直に云はく、字書を見るべしと、

今按するに、字書を見て解すべきを師に問ふは、師を字引にすといふものなり、師は道を傳ふ者なり、後世の學者は師を字引と心得たる者多し、師も亦道德なければ、字義訓話の外に傳ふべきこともなし、嗚呼、

先生福山の家老の宅に招請せられて往き給ひし時、佐藤直方、永田養庵等陪從せり、其の家最權勢ありて家臣多し、廳事の砌下に拜迎し、主人も同列の大夫と共に廳事まで迎に出でたり、先生頭巾を戴きながらゆる／＼と廳事まで往き給ひしが、左右を見廻して、養庵今日の天氣何と勝れてよいのうといひながら、廳事に上り給ひて、傍に人なきが如くなりしとぞ、

此一條據先達遺事而記焉、後按、福山蓋備後福山城主水野元和至元十萬石、其家老則在

江戸、然是十萬石之家宰、其同班無有諸大夫之理、此條事實不明、當刪去、忠陳追記、

先生伊勢神道を大中臣精長に受け、吉田の神道を吉川惟足に受け、二家の傳を合せ、唯一の神道を興し給へり、神道を傳授せる門人は誓紙ありて、その講席には門人に

非ざる者は兒輩と雖ども嚴しく入る事を許し給はず、

晩年垂加靈社を建つ、毎に中臣祓を讀み、外出の前にも必これを誦し給へり、

先生垂加靈社の神號を三幅自書し、一幅は正親町公通卿に附屬し、一幅は會津侯に附し、一幅は自家に留められしが、先生歿後嗣子なきを以て、家に遺されし一幅轉傳して玉本草齋の家に傳はり、堀尾春芳尾州人これを傳へ受け、春芳歿後門人福田某相國志水氏が家に傳はり、今轉じて、藩士某の家に藏せり、

先生の家、毎年十一月廿二日火焚祭と號して、赤豆飯醴酒蜜柑の類を神に供し、門人をも饗し給へり、先生歿後に至りて、門人此の日を先師の火焚祭と稱し、神を祭る事先生の故事の如くに相傳へて、師恩を報ずるの祭といふ、

堀尾春芳の家にて、靈號の一幅を掲げ供物をなす、靈號福田氏に傳はりし後もこれを行へるなり、我福田氏を訪ひて靈號の一幅を拜したり、

先生庚申の日に猿田彦の神を祭り給ふ、猿田彦は日本道學の祖なり、日神の道を教ふる、猿田彦に始り、舍人親王に成り、大に垂加靈社に發揮すと云ふ、

晩年、中臣風水草を著し、これを正親町公通卿及梨木祐之桑名松雲春原民部に託す四人皆先生神道の門人最高弟なり、中にも公通卿は遺命して曰く、此の書は神道の奧秘盡殊に蘊奧を得られきとぞ、玉本草齋其の傳を受く、遺命して曰く、此の書は神道の奧秘盡く在り、早く看る事を要せず、學進む事今一段の後に繕看すべしと、

後春原民部曰く、遺命ありと雖ども、吾が輩學の成る何れの日をか期せん、熟讀慎思するに如かずと、四人相會して書を下御靈の祠前に繕くといふ、然りしより高弟の

門人に傳承して、今に傳はれり、

先生は短人なり、跡部良顯が歌に、

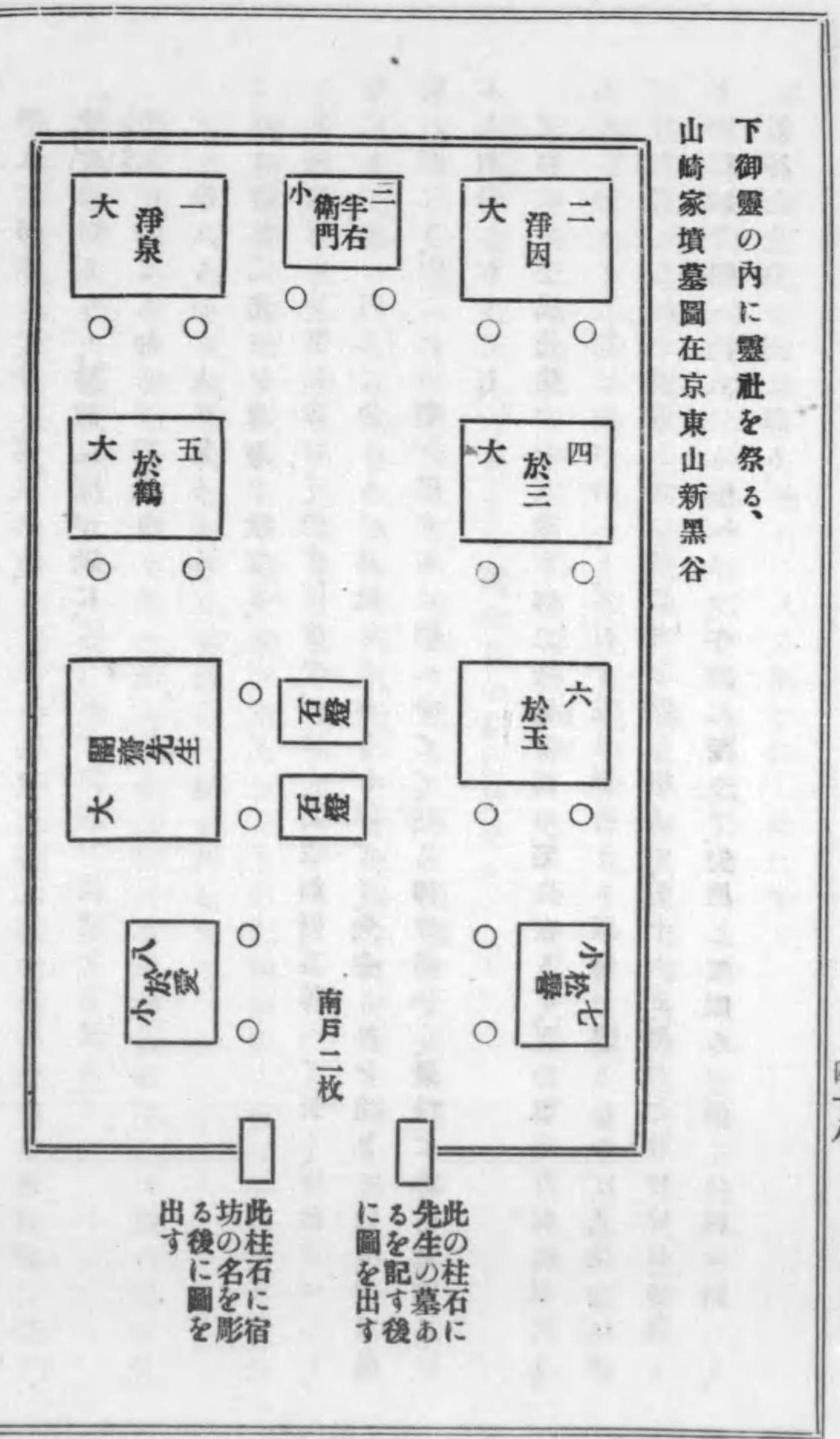
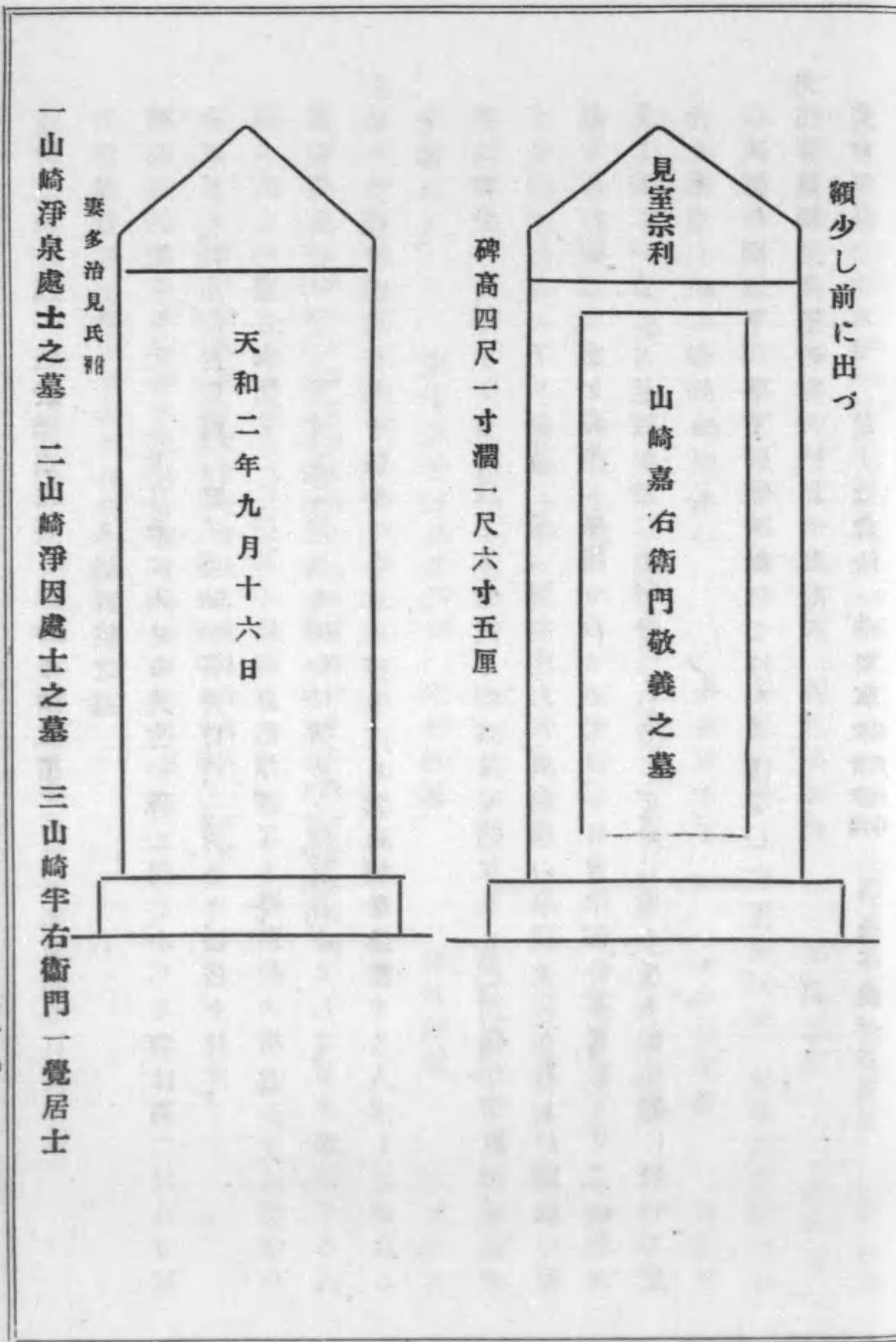
垂加とまの神とも知らで脊低き

浪人ものど人や見るらん、

これは跡部氏先生を尊崇の歌なり、

先生病氣の時、醫某診察す、先生問ひて曰はく、死生如何、某答へて云く、尙治すべしと、既にして密に門人に告ぐるに必死なるべきを以てす、先生これを聞きて曰く、彼は虚妄の醫なり、我これの藥を服するに堪へずとて、絶ち卻け給ひし、最後に林市之進といふ人調藥したりとぞ、

天和二年壬戌先生六十五歳、京都二條邊猪熊の宅に在りて、夏の頃より病に罹れり、九月に至りて大漸に及び給へり、九月十五日伊勢より祓麻を贈りしかば、先生大に喜び、肩衣着てこれを頂戴し、其の後肩衣を脱し給はず、翌十六日、肩衣を着け昨日の儘なり、中臣祓を唱へ、門人にも唱へさせ、午刻に至りて、安座して眠るが如くに終り給へり、黒谷山先塋の側に葬る、



四於三娘之墓 五於鶴娘之墓 六於玉娘之墓
七於譽貞圓之墓 八於愛娘之墓

碑大小二様あり、大なる者は前に出せる先生の碑と同じ、小なる者は高二尺八寸濶一尺三寸、大小は前の圖に書す碑前に各青竹筒一對あり、櫛枝を挿す、

或人先生の墓に參詣せしに、塋域の結構嚴然淨潔なる事、諸侯の墳墓か又は豪富の家、の墓なるべしと見ゆるに驚けり、碑前に挿める櫛葉青々として、日々參詣する人ありと覺ゆ、歿後百七十餘年の今日に至りても、其の徳を追慕する人多しと思はると語れり、

垂加靈社には、毎歲正親町家より祭式を行はるゝ例なりとぞ、天保年間社頭破損せしを、我が尾張の石川修藏と云ふ醫京住して、典藥寮の學頭となり居しが、靈社の破壊を患ひ、同志の士を勸進し修復せむとせしに、一日會津侯の有司來りてこれを見し、侯の一方にて社頭を新に造替せられきとぞ、今に至りても彼の家に於いて先生を信導し給ふ事知るべし、

○天保年間以下の事下御靈神社にてはさる傳なし
先生著述編集校正の書大抵左の如し、

文會筆錄二十八卷 朱子社倉法 垂加草 文會筆錄元在此中 周易本義校正訓點 四書訓點

垂加文集 續集三卷拾遺三卷歸部其願輯集七卷垂加草と出入異同あり 朱易衍義 孟子要畧 易學啓蒙 周子書

行宮便殿奏割訓點 敬齋箴分註附錄 神代風葉集 學規集註 經名考

感興詩考註 五友詩訓點 孝經外傳 冲漢無朕說 朱子訓蒙詩訓點

拘幽操 遠遊紀行 中臣風水草 小學蒙養集 自從抄

大和小學 神代卷校正 近思錄本注校正訓點 三種神寶極秘傳 武銘考註

神道士金傳 中和集說 仁說問答 五部書校正 程書抄畧

大學啓發集 洪範全書 大家商量集 性論明備錄 關異

小學本注校正訓點 本朝改元考 再遊紀行 孝經刊誤訓點 周書抄畧

堯曆 朱子訓子帖校正訓點 朱書抄畧 張書抄畧 四書序考

先生の門に學ぶ人の内、其の名の著しきを顯はして左に擧ぐ

藤原公通 正親町大納言號風水軒又白玉齋著甲子祭考庚申祭考藤原草持授抄等藻繪草未成編授講玉木正英續其業

野々宮 中將○定縁願なるべし

源正之 會津侯保科肥後守中將號土津靈神食邑二千三百石著玉山齋義附錄二程治教錄三子傳心錄

加藤泰義 伊豫大洲城主美作守號省齋食邑六萬石

井上正利 常陸笠岡城主河内守食邑五萬石

高田正方 一作正房稱白齋又未白備後人性豪勇敢著古語拾遺節解中臣拔抄

淺井重義 稱萬右衛門 號琳庵

遊佐好生 稱清右衛門 一作治郎左衛門 號木齋 又泥茅齋 陸奧人 任仙

黑岩 恒 稱燕庵 號東峯 又貫務土佐人 著君臣要錄 除患錄

橫元真

桑名 稱松雲 號默齋 陸奧人 著神代抄 中臣譜 葉草

檜崎正員 稱忠右衛門 備後人 藥商

春原信直 從五位下 民部大輔 又稱出雲 路下御靈

鶴飼真昌 稱金平 仕水府 修國史 成童訓點 通鑑刊之

谷重遠 稱丹三郎 號泰山 土佐人 仕國侯世 儒官 終業於綱齋 先生著泰山集 五十卷

植田成章 稱玄翁 安藝侯 備官 校垂加草

雲川弘毅 稱治兵衛 號勞謙齋 訓點 五經 著心學辨

梨木祐之 號桂齋 從三位 加茂神職 著日本逸史 及大入洲記 夢寐說 校正神代卷

永田在明 號養庵 備後人 世仕福山 侯水野氏 校刊易象歌

米川 貞 稱儀兵衛 號操軒 京師人 先哲叢談 戰國學傳 載

佐藤直方 稱五郎 左衛門 備後人 住于江戶 佐藤淺見三宅三先生世稱之 山崎門三 傑

淺見安正 稱十次郎 號湖齋 近江人 歿于京師 著述最多 別錄之故 不載于此

三宅重固 稱丹治 號尚齋 播磨人 歿于京師

澁川春海 稱算哲 稱助左衛門 武藏人 仕幕府 為天學博士 著春秋三層考 天文方面圖

松岡成章 稱玄遠 號恕庵 京師人 著述多 受神學於白玉翁

真邊仲庵 本姓藤井 名誠 號觀齋 仕有馬侯 後隱于京師 始主

友松氏興 稱勳十郎 號忠彥 社會津侯 大夫 著孟浩錄 行于世

川井正直 稱與兵衛 京師人 號東村 垂五十歲 始志于

田近竹隱 結集作竹因未詳 名字竹隱 蓋號也

大伴重堅 近江四宮社司 校訂古語拾遺

橫田俊益 陸奧人 著大學金匱抄

大山為起 稱左兵衛

梅園 稱平吉 住吉社人 著住吉秘說

清水以義 號小兵衛 土佐人 著中臣千別鈔 幕目傳

加藤章庵 不詳 名字稱中三郎 洞津 儒官 著大學紀聞 畧說

安藤有益 陸奧人 著東鑑曆算 改補奇隅方數

鶴飼信之 號石庵 校刊朱子學的 著古事雜笈

竹下青山 不詳 名字著碧鏡古傳 諸社神事秘說 等跡 都光海受其傳 後世稱曰簡服傳

矢野義道稱理平號拙齋伊豫人仕河越侯在江戸後辭仕改稱山中久左衛門先哲叢談載
貝原篤信字子誠稱久兵衛筑前侯世臣後辭先生之門
先生神道儒道の門人諸國に散在して各其の主とする所を以て門人を導けり今姑く
我が尾藩に傳承する神儒の統系を左に擧ぐ

儒道傳系

關齋先生

佐藤直方稱五郎左衛門

大月正義稱庄造

井澤剛中稱遺治

淺見安正號○細稱十二郎

小出敬迓稱齋始海習後治平尾張世臣

三宅重固號尙齋

小出孝承號愷齋稱周八

多田維則稱儀入郎

須賀誼安號精齋稱吉平治

天木時中稱善六尾張人

須賀安貞號亮齋齋順次郎後改圖書

若林進居號強齋稱進七

久米順利號訂齋

山本信義號復齋號謙藏

石王當先號翼齋稱康助

○以上原書のまゝを載せたり

蟹 維安號養齋稱佐左衛門

先生訓明倫堂時諸生凡一百五人載在寛延
肥草今録久學生蟹先生門人以下皆尾張人

磯野員純

太田之明七右衛門

吉田嘉幹三郎左衛門號齋齋

黒田文明文左衛門

平野長裕文内

吉田嘉亨主水

高橋尙郷忠二郎

水野雅禮新七

遠山景同猪三右衛門號寛齋

中村政峯號藏號厚齋

岡山恒久支理

山中忠英辨助

横井著時高助

青木信篤典左衛門

田代金綱備三郎

中村蕃政號習齋稱猪八門人凡八百餘人

小川政輝六大夫

井上武正拾三郎又助左衛門後越沖

酒井古壽又平治

白井常繼富之助

渡邊方敬半左衛門後勇助

橋爪長義孫一郎

尾崎隆政虎藏

長坂正晴千之助

深田正韶助大郎又千大夫後増藏

志水長庸安之進

成田初長孫九郎

淺井正封平之丞號貞庵

中村政方百官後稱勘左衛門號直齋

中根衛秀新九郎

近藤祇良後主靜泰三郎後彦三郎

平岩公景助右衛門後稱猪兵衛

金森榮多政右衛門

石川嘉貞順治號魯庵

磯谷住安弁吉

鈴木秀美

森 紹重新吾

山本元詮桑入郎

長岡房實莊吉

山本政武

飯方馬淨正佐太郎

間島正種胸藏後忠左衛門

天兒屋根命五十五傳

神道傳系

垂加翁

五十六傳

藤原公通正親町

梨木祐之

桑名松雲

春原信直

五十七傳 玉木正英 五膳翁號 葦齋 京師人 五十八傳 堀尾秋實 觀潮翁號 秀齋 堀尾張人 五十九傳 高木秀條 五墨翁稱 源五左 衛門尾張世臣 六十傳 深田正韶 實豐翁號 香齋 實尾張世臣

先生の親墨世に傳ふるもの甚稀なるなり今觀るに隨て左方に摹寫す 大字は縮寫して髣髴を示す

版 (遠遊紀行)

右は梓行の表題なり傳へ曰ふ先生の親墨を刻すと

縮

(忠信涉波濤)

寫

幅一尺一分 長四尺一分強

芳歇日永、微雨霏々、家嚴隱几坐於北窓之下、有童子進讀、曰關齋先生如何人也、家嚴爲之起筆、三日而編成、乃雇小寺玉晁圖書其趣、將以授童子、余請而寫藏一本於家、鄰國公有言曰、願其詩讀其書、不知其人可乎、他日有志之士、上木以公于世、則不裨益于兒輩云爾、

安政丙辰夏四月

男一徳謹識

鈔錄

○秦山集

○土佐谷重遠の著なり

伊勢不納神文、卜部安倍每事有神文、垂加靈社所納神文八通、其他晚年皆火之、八通曰公通卿、曰土御門三位泰福卿、曰出雲路民部、曰梨木左京權大夫、曰梨木弟采女、曰稻荷神主、大山左兵衛、曰植田玄節、曰某也、采女早世、大山去稻荷仕伊豫國松山、植田寓居安藝廣島

○甲乙錄一

○此書にかく傳ふれど今現存せるは、公通卿、泰福卿、鴨永春、同祐邑、植田玄節、松本左兵衛、安井算哲、林山三郎、出雲路信直の九通にして、皆宛名を山崎垂加先生と記せり、垂加翁所藏、篋荷石名豫定之、箱銘油小路大納言殿筆也、不知今在何許、○甲乙錄一

○箱根石今襲存せり、石に係ることは垂加文集に見ゆ、

以上二條、澁川先生の説として載せたるなり、

見聞談叢卷一

○梅宇伊藤長英の著なり

ソノ後ニ山崎闇齋出生一途ニ性理ノ學ヲトナヘラレイロク、イヘトモ先ツ本朝學風ノ一洗シテカタキ經學ニナレルハ闇齋ノ功ナリソノ前中井與右衛門藤樹又熊澤

次郎八ナト藤樹ニ從フテ陽明派ヲ唱ヘソノアトニワカ先君子生レ玉ヒ性理ノ學ヲ廢シ谷三助中村通齋藤井懶齋ナト輩出コレラモ上代ノ博聞強記耳ヲ專門ニシタル儒者ニテモナク骨ノアル皆人ナリ或ハ九州ニテ安東省菴守直出テラレ文ノ格律ナトモ直レル様ニナリタリコレラカ英カ聞及ヒタル所ノ先日本ノ學風ヲタテ直シタル儒宗ナリ佐藤直方淺見安正コノ兩人開齋ノ高弟發行セリ開齋ノ宅ト先人ノ家ト漸ク河ヲ一ツヘダテアリ開齋ノ死去ハ先人ノ逝シ玉フヨリ二十餘年前ナルカ開齋老人ニナレル刻先子甚シク道ヲ唱ヘ玉フ開齋佐藤淺見ノ二人ヘイヘルハ源佐ハ文ニ骨ヲアリ秀テタルユヘ兩人トモニ源佐ヘ間ニユキテ文學ノ筋ヲキケトアリテ兩人トモ一年餘モミヘケルガアトニハ音信モタヘタリトキク○下略

○先達遺事

○稻葉正信の著にして明和四年の跋あり

垂加翁師道至嚴其接門人雖細過不少假一日轉伺金平與諸人侍翁坐翁方講談金平在稠人席偶弄剪刀磋爪翁睨視勵聲云師席磋爪何禮金平掉僕諸人失色金平名眞昌調童訓點通鑑賜冠從水府修國史書生每自垂加翁許還路見美色或過娼家俳優肆心動情移恍忽見翁面貌在咫尺間不覺存畏敬

三宅尙齋品藻人至物垂加翁喟然歎云淺見佐藤吾黨者賢然以淺見嚴毅威重加以佐藤俊異快爽而其伎倆未能及翁也慎元真嘗云每謁翁如清水瀧酒乃見存養之有素也

○先哲叢談

開齋爲詩直寫其意不屑磨鍛華飾然秋鶯云居諸代謝四時中花散葉濃復見紅忽有金衣公子轉秋風影裏聽春風頗爲合調又登愛宕山云空手徒行登宕阜同遊相語路先後頑夫自古禱災祥愚將到今憑勝負願毀宮房隳地藏且驅杉檜刺天狗山神使者飛鸞彈妙用顯然君見否此可謂氣象豪宕快人意者○中畧又宇都山詠十團子云大極十團圍都來是一貫今此粉團子誰成茂叔看又一二三四五六七八九十貫得天地數無過無不及此奇趣造語不容他人到又一時傳誦者士山八面擬八陣云富士甲扶桑山頭面八方天地一望裏風雲屯巖傍變態成龍虎蛇蟠鳥翔翔誰哉繼風后制陣奉君王

○開齋先生年譜抄錄

○年譜は平安山田連の著にして天保九年山口重照の跋あり

元和九年癸亥六歲嘗從群兒戲有人舉菓子示之曰汝曹各奏其能吾將與之群兒或歌或舞其人輒與之先生獨無所奏其人不與先生乃大號泣其人即與之曰止先生不敢受曰非欲得之人皆有所能我獨亡故不勝憤耳

寶永七年○中畧時土佐公子某稱大通院○頭に大通院字湘南とあり有識鑒一日遊比叡山見先生

神彩秀逸、乃請而俱歸妙心寺、會野中兼山來訪寺主、一見先生、大奇其才、乃勸讀儒書、先生幼時負才驕傲、不肯從人指導、以故人皆嫉之、或謂之曰、如作詩、非有師承、不能得、先生曰、余則師李杜蘇黃、彼用平處、余亦用平、彼用仄處、余亦用仄、如此而足矣、

○大通院湘南は編年紀事及圖解並に土佐侯祖山内一豊の弟とあり、されど同家系譜には一豊の長子とし妙心寺堂頭大通院住職と附注せり、同藩にては一豊侯夫人の希望により出家せしめきと傳ふるよしなり、

同九年壬申十五歳在妙心寺、薙髮爲僧、稱絕藏主、一日與佛輩辨論、理屈詞窮、至夜潛入其寢室、火紙帳而去、或傳一僧學所謂入火不燒、入水不溺之語、之誇張

同十三年丙子十九歳、遊學土佐、在吸江寺、與野中兼山小倉三省友善、先生在吸江寺、蓋據

同十九年壬午二十五歳、逃佛歸於儒、土佐侯不悅、○中畧於是先生歸于京師、無所依歸、兼山憐之、爲買宅於佳屋街居之、且致粟百石、又屬生徒六七人、以受其學、按先生歸京後時遊土

本山彌、講學有年云、今無年月可考、故不備記焉、本山郷、野中氏采地

○佳屋街は葭屋町にて下立賣上る南福大明神町なるべし

正保三年丙戌二十九歳春三月更稱嘉右衛門號、開齋字敬義

○自叙家も亦同じ、墓碣も嘉右衛門とあり、されど先生手書の倭姫命世紀奥書遺言

狀の寫本及び大中臣精長出口延佳吉川惟足の消息の宛名には皆加右衛門とあり

慶安四年○中畧秋如土佐吊野中兼山母秋田氏之喪、且助其喪事、爲作歸全山記

明曆三年四十歳、先生嘗言、吾不踰四十、而覺有所得、實賴朱子之功也、是歲春正月、先生欲

作大和鑑、及將起草、謁藤森祠作詩、曰、親王強識出群倫、端拜廟前感慨頻、渺遠難知神代卷、心誠求去豈無因、既而燒其稿、蓋以有不滿意也、本集特存其目錄、母后聽政者不入世數、此

據唐鑑范氏之論云、二月如伊勢始拜國祖廟、三月歸京師、是月如八幡、

寬文五年乙巳、四十八歳春二月新造居室、先生移居、家譜無所見三月遊江戸、應會津侯、左中將源之

聘、往、不仕、侯以賓師、餽一百口糧、先生從吉川惟足、受卜部家神道侯壯年專攻儒教、又欲究

所謂神道、未得其人、後聞有吉川惟足者、精其道、居鎌倉、遣服部安休就學、焉既得大旨而歸、侯悅其說、遂招惟足於江戸、而親學焉、先生亦嘗信本邦之教、粗得其傳、至此與侯意不謀而

合、於是侯每聞其講說、使先生侍坐、以定可否焉、先生崇其道特甚、其意以爲、本邦與支那雖異域殊俗、而其道無二致焉、抑我神代之古也、猶彼三皇之世也、我神武之皇圖也、猶

彼唐堯之放勳也、嘗言、宇宙唯一理、神聖之生、雖東西異域、萬里懸隔、而其道自有妙契者存焉、是吾人所當敬信也、於是博涉神書、校正諸傳、又著風水風葉等書、傳之門人、○中畧冬

十月歸京師、侯賜先生、以時服二領、羽織一領、金一百兩、賜父淨因君、以衣服二領、銀五十兩、賜母佐久間氏、以衣服一領、銀三十兩、後以爲常例、

延寶五年丁巳六十歲○中署先生嘗言余少年時嘗病渴每日飲湯凡二斗餘疲勞甚不勝起坐因縛頭柱而讀書勤學不少廢或曰病中豈可如此宜少弛勤自愛養余曰死生有命若廢勤假令長生何益終弗少怠然當時自以為如此多病恐不能至三十而今已六十餘尚無恙身自經歷如此故世或言因學生疾吾不信先生所著四書序考四卷六經經名考一卷白鹿洞書院揭示集註一卷敬齋箴集註并附錄一卷朱子齋居感興詩考註一卷武銘考註一卷文會附錄二十卷大和小學二卷葬祭儀畧一卷垂加草十卷又有垂加文集若干卷享遠保中歸部瓦賢等所編次游紀行一卷再游紀行一卷本朝改元考一卷神代風葉集九卷題辭一卷中臣祓風水草十一卷風水鈔一卷中臣祓傳一卷元元集美言一卷玄義講習一卷其所編次小學蒙養集三卷大學啓發集并序例七卷孝經外傳一卷仁說問答一卷性論明備錄一卷真西山孟子要畧附錄一卷中和集說一卷朱易衍義三卷洪範全書六卷周子書一卷周程張朱書抄略各三卷冲漠無朕說一卷朱子訓子帖附錄一卷社倉法一卷拘幽操附錄一卷關異一卷大家商量集二卷魯齋考二卷刑經一卷其所校正四書五經及濂洛關閩書數十卷并上梓行于世其餘會津侯所纂玉講附錄三卷伊洛三子傳心錄二卷二程治教錄二卷亦多先生之力然其初年所著晚多不滿意者皆不及刪訂而沒云

○行狀圖解にも載せられたり一二出入あり且つ本書には著述編次校正の別を明にしたれば重ねて抄録す

文書消息

○先生消息

八所之御事相談申義候間御出可給候爲其如此候

○其節同道之儀早知申候何事も緩過氣毒に候乍便如此候以上 二日

○此日和に而候はゞ明日必可參候それより直に御越可有之候早朝食給候而追付可參候以上

○追付待申候

○御神躰は勝三郎參候而以後の事に候其前出可給候爲其如此候

○一昨日は目出度儀其上緩々罷在慰申候忝存候由御父母へ御心得頼申候以上

○猶今日御出可被成候面上可申入候以上 廿四日

○明後十八日兵部殿御來駕可被成由只今申來候間賀茂へは廿日に可參候貴殿より其段御申遣可給候 十六日

○以上六通の宛名は皆民部殿とあり民部は出雲路信直の通稱なり署名の存せるは三通にて加右衛門の四字を極めて草畧せられたるものと覺えたり

○

先月二十七日之御狀今日相違拜見先以別條無御座候殊更亡主之御前御拜冥加成御仕合に候我等不相替罷在候不及申漸々衰へ食少數成申候此節と存文會慰老懷送日候可御心頓首 正月十四日

猶孟治之義只今は御延引尤申候以上

○右一通宛名なし

○山崎先生遺言狀 ○原本は唐寫せるものなり

一我等跡式家屋敷金銀諸道具不殘かちに遺之候我等死後少も異亂申もの有御座間敷候仍而爲後日如件

延寶五年

山崎加右衛門

巳正月七日

敬義花押

御町中

參

一札

一山崎嘉右衛門遺言狀何も寄合一覽申候處に家屋敷諸道具かちに譲り被下候との書置に而候然所に死去前に間口十間一尺三寸之内南三間半をふうに遺候様にと被申置候に付則三間半相渡し申候残り六間半一尺三寸はかち分也則御町御年寄五人組御出て御改被成候也於後日に更に申分少も無御座候爲其一札如件

天和二年

かち

壬戌霜月二十八日

ふう

南福大明神町

御年寄様

御町中參

○この次に元祿十四年に至る迄の該屋敷所有者轉移の次第を記せれど畧す又南福大明神町は葭屋町通下立賣上る町にて家はその東側なりきとぞ

○正親町公通卿消息

爾來者疎濶之至と存候彌御安康候哉抑今度首尾好相勤諸事得芳慮候故與恐悅千萬不知所謝候以參可申入候得共いまだ認など仕無寸暇及延引候尙近日致伺出可申述候條省畧候也謹言

此花并一種爲祝義進入候今度之仗議近年無之首尾之由沙汰に而一入く

朝家之珍重次には一家之悦不過之存事御座候也○此花以下返し書きなり

十月三日

通

山崎垂加先生几下

○大中臣精長消息

御飛札令拜見候中臣被相届申候由於其元御意に合申間敷敷と無心元奉存御事に候
隨而爲御禮金子壹步贈給御懇意誠忝奉存候猶期後慶之時候恐惶頓首

大宮司

三月十四日

精長 花押

山崎加右衛門様

○出口延佳消息

今朝者御來駕之處早々御歸御殘多奉存候御傳受首尾調候而可爲御満足被奉察候重
而便に被ノ本被進候様に大司○大宮司の事可申上候先刻御講談之義三郎太へ申入
候處御隙入御座候に付明朝御歸被遊之由被申越一入御殘多候不珍候へ共鯉魚扣一
桶奉致進備之候御道中に御持せ被成候様に奉存候而如此候今晚御祭へ參候早速歸
宿仕候て以來御暇乞可申上候遅引に及候て御免可被下候萬般奉期後慶之時可申候
恐々謹言

九月十六日

延佳 花押

山崎加右衛門様几下

尙々八針之圖も能々考申候而出來次第可進之候相應之御用可被仰付候

○尙々以下は返し書きなり

○吉川惟足消息

山崎加右衛門殿被與書并八雲之神詠書付進之候 敷候而殊に見苦存候加右衛門殿
へ以書狀可申上候へども御取込之處御返事もいかゞ存無其儀候御心得可被下候來
春更に息災に候はゞ可得清談候以上

尙々加右衛門殿へもたせ可進候處御使被下候間ことづて申候それより被遣可
被下候神詠御好み候はゞ重而書なをし可進候以上○尙々以下返し書きなり
十四日 惟足

服部安休様御報

○詠追悼二首和歌

友松氏興上

垂加靈神大祥の日心喪三年の心を

藤衣身にまとはねと三とせまてむすふたもひのとけもやられす

靈神の徳をあふきて

千代かけてあとをたれます神道ふみ見る人やあふきあをかむ

これは我等自筆に御座候あく筆にてかやうの事かきたる事はなく候得共つねつね垂加御らん候ゆへかくのことに候。これは以下別紙とせり

○友松氏興消息

○會津保科正之侯の重臣なり

一筆致啓上候去年安藤市兵衛罷登候處山崎嘉右衛門門弟之好を以各御逢被成殊正親町中納言様御目見仕候刻愚老義御尋被遊之由申聞候誠以冥加至極有難仕合奉存候御次而之刻可然様被仰上可被下候於右茂對愚老御悃意且又安井算哲方より以書中御内證之趣彼申聞候被是辱次第難申謝候於垂加事諸事被懸御心候段承之殊勝千萬別而致感心候因茲未得御意候得共愚慮之趣申述候
一垂加文章之正本板垣民部殿御手前に在之候由安藤氏申聞候此草江戸會津へ幾度か持參愚老并從遊之書生共江編集之次第如此少茂不亂後來可爲開板之由常々被申談面々見置候間其草迄以開板被成可然奉存候武村市兵衛手前に而茂土州之産谷清八郎板行之草整之候由申來候是等之文者初年中年之舊藁に而晩年之非改本垂加本意に叶間敷候間板行不仕様に其御斷被成御尤に存候
一風水草之事諸家之秘傳迄集數百葉に致出來候土津被見候は、可被悅候處殘多段

數度愚老方へ申來候如此遺意に候間一部謄寫 土津社へ納候は、兩神之意に叶可

申候於御得心其書此地へ被差下候は、秘候而寫之致社納本書返上可仕候又遠方被差下候義大切に思召候者於其元各御差圖を以爲寫取寄可申候 中納言様遊達 高聞各御了簡被仰聞可被下候

一風葉集草藁出來之由垂加存生之内申來候沒後於 中納言様御吟味被遊候由承候愈御吟味究候は、是又致書寫土津神社へ納申候是等之報 中納言様被達尊聞各御了簡被仰聞可被下候

一垂加靈神於下御靈安鎮之由自春海申來候小祠建立被成候哉又相殿に而封候哉承度存候

一垂加神道之御門弟誰々儒道之御門弟者誰々に而御座候哉可被仰聞候其筋を以向後可得御意候尙期後晉之時候恐惶謹言

三月五日

友松勘十郎花押

板垣民部様

松本左兵衛様

梨木民部様

桑名松雲様

○人々御中

二月二十二日之御手書卯月二十六日到會津致拜見候 垂加靈社於 下御靈之社玉垣之内延寶四年四月二十二日立小祠安鎮之處及子細同年十一月二十七日に被止神體を本殿之内に彼移 靈社之地には神を植後には此所に 靈社を可立之旨被言置候毎年正月二十二日鏡開二月二十二日祭日十一月二十二日御火燒以上三度之神事執行 垂加存生之内は毎度參詣足下奉幣御勤正月十一月は於貴宅御祝儀門弟中參會二月は事畢垂加宅江各來會沒後只今は三ヶ月之御祝儀共に於貴宅御營正親町公通卿御參詣奉幣御勤候保井算哲在京之節は毎度被參候初中終之次第御申聞別而太慶無所謝候足下之御勉門中之親切殊公通卿以貴顯之御身毎度神事に御與り彼此懇感之趣紙上難申盡候 靈社再興之事被懸御心成就所仰御座候最前靈社被止候事難被述紙面候由得其意候今度安藤市兵衛上京候間御對談之節可及此事候條彼方可申聞候尙期後音之時恐惶謹言

六月十七日

友松勘十郎氏與 花押

出雲路民部様御報

○靈社を下御靈神社内に移祭せしは當時の覺書には延寶二年寅二月二十二日とあり

二月廿二日之御連書被達正親町公通卿之高聞御認垂加定本之目錄別紙被付之候四月廿六日到會津相達致拜見候先以各御無事之由珍重之義御座候愚老無別條罷在候一垂加碑石之事最前出雲路民部殿其後保井算哲より之依書面委細承之候去年以愚書申達候處植田玄節老去夏より藝州廣島に御在住今度上京に付各以御相談被及御報候由得其意候

一垂加草紺表紙青繩にてとち候本有之候由此本延寶四年已來數々改變天和二年に至までの詩文被書載候因茲各可爲定本與御料簡候間如此清書可被成之由得其意候紺表紙青繩とちの本關東會津上下共に持參候自身病人候間 ○圖死候者可令板行之由致度被申聞候者餘多有之候其上土津靈神之二子長門守正頼東市正正純先沒各無後候間二子之碑陰墓誌垂加文集に可被遺之旨申述許諾之上二子之兩陰被作候其段土津も被聞悅候於此事も聞者餘多候此外碑陰墓誌文集に可載之由許諾之上被作候然則料簡候而被除去被下候此方へ子細可被申越之處數通之來書にも一言不及其事候紺表紙青繩とちにわめては相違無之候間尤可爲定本候得共二子碑陰墓誌其外可載文集之約束之文共脱落候へば垂加之靈意一切難辨不審千萬候既に土津に

も達約束歴然之處誣土津垂加垂加をも言を食たるに使疑其通板行候様にとは難申候安西平吉碑陰度々改正其上垂加手前には書者無之候間我清書爲差登候様にと申來候故卦之行毎行之字數定本之通調致清書爲差登候卦之行字數之事豫垂加差圖候付如此候平吉碑陰家に遣候哉紛失候哉由是計之候へば追々著述或とも入或可被書載與被思候得とも事に紛延引候處病氣逼不及其議者乎

一垂加社語土津靈社之碑文垂加草に被書載候得共神殿秘訣之事有之候處板行に而は天下流布如何候各不及御思案候間愚慮可申進之旨得其意候土津碑文之事彫石立置候故遠國遠里之參詣之者見來之候如此顯置候間板行之書に可被載候行狀年譜等も可被載義候社語之事は愚老見不申候得共各御料簡之定本之書に出候間清書に被載候而尤候彼此以人意被減耳に而は神慮に叶申間敷乎

一谷清八郎編纂之書は被取用間敷由御申聞候未其書をも不見其人をも不知候而尤とは難申義に候得共於遇老も御同意候

一風水草神道大切之傳授他見難成書に而候付社納難成由諸社し法例御引にて御申越之草稿より清書に至迄土津に被爲見度之由幾度か被申越候得共各御料簡之上被止候は、不及是非候風葉集も風水草同前之御料簡之分是又愚意別條之通候敬義文集巻端に風水風葉之二抄を被載外題に垂加之字を可被置之由常々被申聞候此事聞

者餘多候然處不被載二抄候ては垂加之本意相違候文集には愈以被載間敷與存是意申達候

一土津生前には日夜朝暮神道儒道之說話耳に候故世上面授口訣之説又自分發明等之語近習之面々常に聞候故少年之者共迄覺有之候碑文之内神道之秘事有之とは家臣之者共不曾思候二抄板行に出候共知者は知不知者は知間敷候間二抄垂加草之巻端に出申度候然共神書板行不經公義候而は私に難起候由租聞及候其通に候へは不
及異論候

一遠遊紀行再遊紀行垂加被盡精力被作候處文集目錄に不出候但板行に出候に付不被載候は、序跋悉板行に出候分有之候此等も可被除去乎御評議如何

一各御會議上之紺表紙之本定本に被相究増減難被成候は、遺文悉續録に御編にて其意義被顯序跋に尤候愚意如此御座候

一垂加靈社於下御靈安鎮之内委細出雲路民部殿より別紙に被仰聞承之太慶此事候垂加神道儒道之門弟中御親切之方以連判御姓名被仰聞候別而悉奉存候存命之内懸御目得御意度存候

一林山三郎當年二十歳候神道儒道共に無懈怠可被囑之旨垂加遺言候然則隨分被勤被立功名候様に各御意見專要候尙期後音之時候恐懼謹言

猶々垂加草目錄此方に留置候以上○猶々以下返し書きなり

友松勘十郎

氏興花押

六月十七日

出雲路民部様

松本左兵衛様

梨木民部様

植田玄節様

桑名松雲様

淺井琳庵様

片岡友謙様

○文中に林山三郎當年二十歳とあり山三郎は寛文六年に生れしなればこの消息は貞享二年なるを推知すべきなり他の二文亦この年なるべし

○植田玄節消息

七月六日之貴札同下旬相届忝令拜見候先以彌御無事に御勤被成御家内御平安に御座候由承珍重存候拙宅何茂無恙候

一正親町大納言様六月二十五日 勅免にて出仕之事被 仰出即日参 内 院参御

首尾宜被遊候珍々重々御同意恐悦の至に奉存候早々被仰聞是亦可心得候其節早速御悦御報旁可申入本意に御座候處に拙者儀も七月二十一日御狀下着仕候日太守より家屋敷を給候而其付届取繕之普請等に一圓不得寸暇延引心外の至に罷成候御難掌中迄以書狀御悦可申上候へども貴様御参之節宜被仰上可被下候尙期後信之時候恐惶謹言

植田玄節

成章 花押

閏八月十二日

出雲路民部様回章

外々難掌中迄粗御祝御申上候へども終に京都に居申候内不存候人故何事も具に不申入候御参之節守井左京など被仰合候て宜御悦申候段被仰上可被下候さてさて乍例打絶無音心外に罷過候萬○期後音候以上○外々難掌以下ノ文は返し書きなり

別紙に致啓上候今度大納言様首尾宜御出仕遊被候段重疊恐悦に奉存候就夫兼々申上度儀御座候へども御替居之内態と扣へ罷在候此度千秋萬歳目出度時節故不願卑陋存寄申上候各御参之節不殘御申上頼存候
一第一御懐不足之様に奉存候此段逐一には不被申上候其上筆紙に難申述候近年傳

承之處御輕浮之事とも御座候

一 誹諧を御好被遊候儀御似合不被遊候儀と奉存候尤乍不存歌にも誹諧體とやらん申體御座候由それと今時之誹諧とは一口には被申間敷候様に奉存候下々は不足論候庶士以上有志人の可玩儀とは不被存候殊に近來ノ當流などと申もの一入不可然奉存候古昔風雅ノ正變にて其時國俗之善惡治亂興亡を知ると申事思召被合候様奉存候

一 近年神道傳授之儀 靈社より相傳之儀と相違仕候儀とも有之其傳承と申分近來吟味之上にて何ノ傳は箇様に極りしなど、申儀度々承候是等何とそ子細有之儀にても可有御座候へども相傳之儀は輕々敷發明など、申儀は無御座事に候其段 靈社面授に承候

右三箇條別而心にかゝり申候儀故乍憚各迄申入候其三ヶ條中第一條に申上候中より後二ヶ條之御失も有之候と奉存候只今箇様ノ御諫申上候者有之間敷候不及申候へども餘り憚多候故御理り申候此際御爲メヲ存し且は 靈社への忠勤と奉存候故如右に御座候今時被勤居候雜掌衆は不存候故各迄如此に御座候

一 右は大納言様へ申上候さて右之趣各には如何思召候哉能々御了簡被遊候て被仰上必委細御報奉待候誠恐頓首

閏八月十二日

植田成章

花押

出雲路民部様

守井左京様

淺井萬右衛門様

外々惣而同志中之御勤方言行傳承候處輕浮之様に存事のみにて最早何茂四十歳より内にては無御座候御了簡可有之事にて候罷上候而以面上申談事ともにて候へども老母召連上候事も老身之もの難成又拙者一人上り候ては留守之義無心元存候故さて、不任心底候 靈社之門人と申候へば他國にても道學に有志ものは心を付申事にて殊更大納言様には武家の傳奏を御勤被遊候故遠國迄も承及學問の御志も御座候と聞及罷在候能々何茂御了簡被成切礎之功專要に存候以上

○谷重遠消息

一 筆啓上仕候久々以書狀も不得貴意御物遠奉存候益御勇健可被成御座奉察候然者私儀學問仕候段土左守殿被聞及人かましく被存趣被申渡合力扶持被申付候御存被成候私儀に御座候所如被存入候段偏に垂加靈神御教示餘庇之所及と一入神慮奉畏候依之而樽肴等指上申候間乍慮外於神前右之趣御祝詞御奉幣宜奉頼候向後舊好被

思召出如此之儀御傳祝被成被下候は、辱可奉存候尙目出度近日可得貴意候恐惶謹言

二月二十六日

谷丹三郎花押

出雲路民部様

少々御尋申上度儀御座候御聞届被下度候此段は近日別に可得賢慮候已上御返事は土佐守殿其〇やしき留守居上野源左衛門津田彌右衛門兩人之内へ被遣可被下候〇少々以下し書きなり

〇右の文の復書谷子爵家に現藏せらるゝにより参照の爲次に掲記す

二月二十七日之芳翰致拜見候如來示其後者絶音間疎遠之至に打過候愈御無事に御勤被成珍重に存被然者貴生御事大守被及開召御扶持被遣候由倍々大慶不淺御事御手柄之段可申様無御座候就夫垂加靈社之神恩と思召爲御樽肴料金子百正被上候御尤之義に御座候今日者靈社祭日に而御座候故御神供御酒等調進仕致奉幣御紙面之趣祝詞申候彌武運長久立身之御祈禱仕候依是御神供二品進候目出度頂戴可被成候猶期後音之時候恐惶謹言

五月二十二日

出雲路民部

信直花押

谷丹三郎様貴前

〇出雲路信直日記抄録

貞享五年十一月二十二日晴れいしやの御ひたき中納言様〇公通郷松雲〇桑名けんたいりんなん〇淺井琳菴本村左兵衛ふちや伊兵衛元專殿御出梨木民部殿用事にてまいり申さす候しいかあり題山家落葉
元祿四年正月二十二日雨 社參靈社鏡開之祝儀奉幣等如例公通卿依病氣不被任駕祐之〇梨木依故障師之輕服也不參東長門守木村左兵衛植田勝八郎藤田甚七道悅等會合而爲鏡開之祝儀日暮有水祝儀夜有酒宴更深而各宿焉
同二月二十二日晴 社參靈社神事奠供奉幣神樂等如例公通卿光臨今日依 後西院七忌自 本院御所使依是公通卿無社參松雲來鴨祐之者依故障不來長門守甚七來有和漢漢和〇オノマ、暮前植田勝八來暫歸中山篤親卿光臨子刻各歸

〇 闇齋山崎先生祠堂碑

賞勳局總裁從二位勳三等伯爵正親町實正題額

身起布衣、而道伸於王侯、言唱一時、而化被於百世、振海內之風、變天下之勢、以復歸于正、非風節高峻學術深醇、出於類拔乎萃者、不能也、求諸古今、闇齋山崎先生其人乎、先生天資豪

邁、識見卓絶、治神皇之道、講聖賢之學、微言與旨、靡所不窮、隱發恢廓、以傳於人、於是、上古齊敬正直之教、與孔朱道德性命之說、昭然明於世、當時及門者六千人、自大納言正親町公通、中將保科正之、皆執弟子禮、先生於春秋之義、綱目之旨、深有所得、尊國體、嚴名分、其言剴切、聽者竦動、而綱齋淺見氏、最得其旨、痛論明辨、不遺餘力、自時厥後、弟子遞承、潛研師說、慨皇政之陵夷、憤武門之專橫、恆以靖獻自期、根蟠焉、枝披焉、桃圖帝時、有若竹內式部、光格帝時、有若唐崎常陸介、孝明帝時、有若梅田定明、有馬正義、皆講先生之學、繼先生之志、或教誘公卿、圖復皇運、或獎激士庶、効忠王家、發憤慷慨、挺身舉事、決壯喪元而不悔、於是、四方志士、感奮蹶起、爭趨京師、獻猷致力、而皇政興復之業、遂成矣、此豈非先生之風節學術、感孚于上下之所致乎、猗歟盛哉、先生身居京師、不委賈幕府諸侯、而拜伊勢神宮者數、受神道於大中臣精長、吉川惟足、寬文十一年冬至、惟足命號曰垂加靈社、先生因自建祠于霞屋街邸中、從古例也、延寶二年、移於下御靈祠域、天和中、有故又祈于域內猿田彦祠、先生卒而無嗣、門人下御靈祠官出雲路信直、世傳遺物、奉祀匪懈、明治四十年十月、詔贈先生正四位、蓋追褒尊王志也、於是、信直八世孫敬通、與後學及諸名士謀、設祭處、告諸靈社、且修紫雲山黒谷墳塋、頃者又欲勒其事於石、介子爵谷君干城、囑文周平、周平私淑先生有年矣、獲載名碑上、以自附於門流之末、固所願也、故不顧謫陋、叙先生學問大節及祠堂因革、以貽後昆云、

明治四十二年八月

後學從六位內田周平謹撰

內大臣秘書官正六位勳五等日高秩父書

祠堂碑建設由來

明治四十年十月二十二日、特旨を以て先生に正四位を追贈し給ふや、垂加社の境内猿田彦神社の相殿たるを以て、位記は下御靈神社に下附せられ、同十一月二十三日、贈位奉告祭を執行したりき、然るに、黒谷山なる先生及祖考等近親の塋域は、寶曆十二年留守友信當時浪華石王明誠京都岡田守正當時浪華鈴木由敬河内村田信實大和の諸家主唱し、久米順利、蟹維安及全國に散在せる當時崎門諸士二百五十餘家の協力により、先生の墓上に樟材の碑亭を設け、墓門を改めて木扉を附し、石玉垣の柱敷を倍加し、新に墓域内に甃石を敷き、門前に石階を構へ、西に距ること三十歩に標石を建つる等、大に修築したりしが、爾來約百五十年を経しかば、碑亭門扉の影もなきは更なり、巨根横穿蟠踞し、墓垣相傾倚するに至れりき、乃同年十二月、近江小林正策氏と之れが修理を相議りしに、肥前楠本謙三郎氏遙に之れを賛し、與に感を同じくせる四方の諸家亦たのづから相會し、其の協力を得て、翌年四月、修理の工を竣へ、新に同山登路の傍に標石を樹て、展墓に便ならしめたり、而して、諸家中、子爵谷干城、文學博士内藤虎次郎、從五位木村匡の諸氏の發議により、併せて祠堂碑を、垂加社の傍に建てむとし、更に諸家の賛

助を得て本年竣成し、茲に十二月八日、その式を擧げて先生の神靈に虔告し、豊碑大書
以て不朽に傳ふるに至れるなり、

本書は去大正元年出版の際巻首の玻璃版を闕きしもの若干
部残存せしにより今回更に撮影して之を加へ装釘すること
せりされどその中二三を改めたり

昭和七年六月

出雲路通次郎 講す

大正元年十二月五日印刷
大正元年十二月八日發行

(非賣品)

下御靈神社

右代表者

京都市上京區新鳥丸通り丸太町下ル信富町

出雲路通次郎

同市同區鞆屋町二條上ル布袋屋町

印刷者 林音吉

印刷所 同所

印刷所 文字堂



304
77

終

